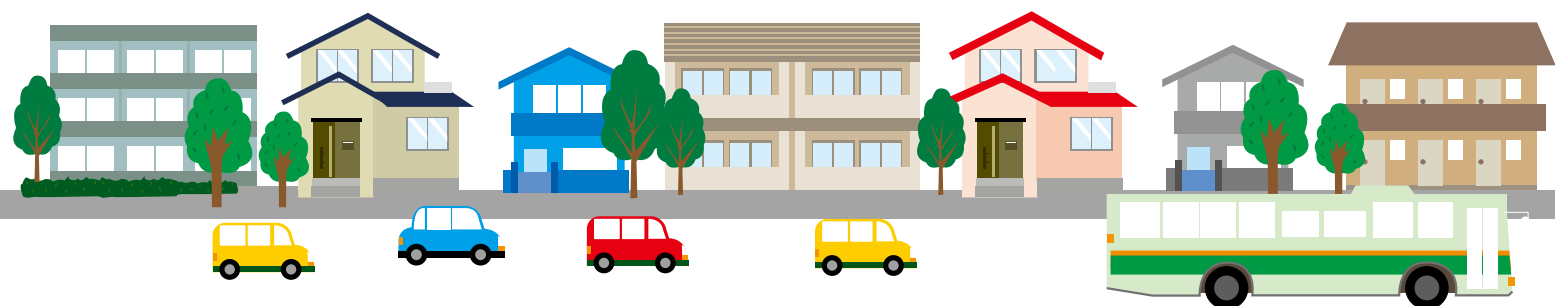
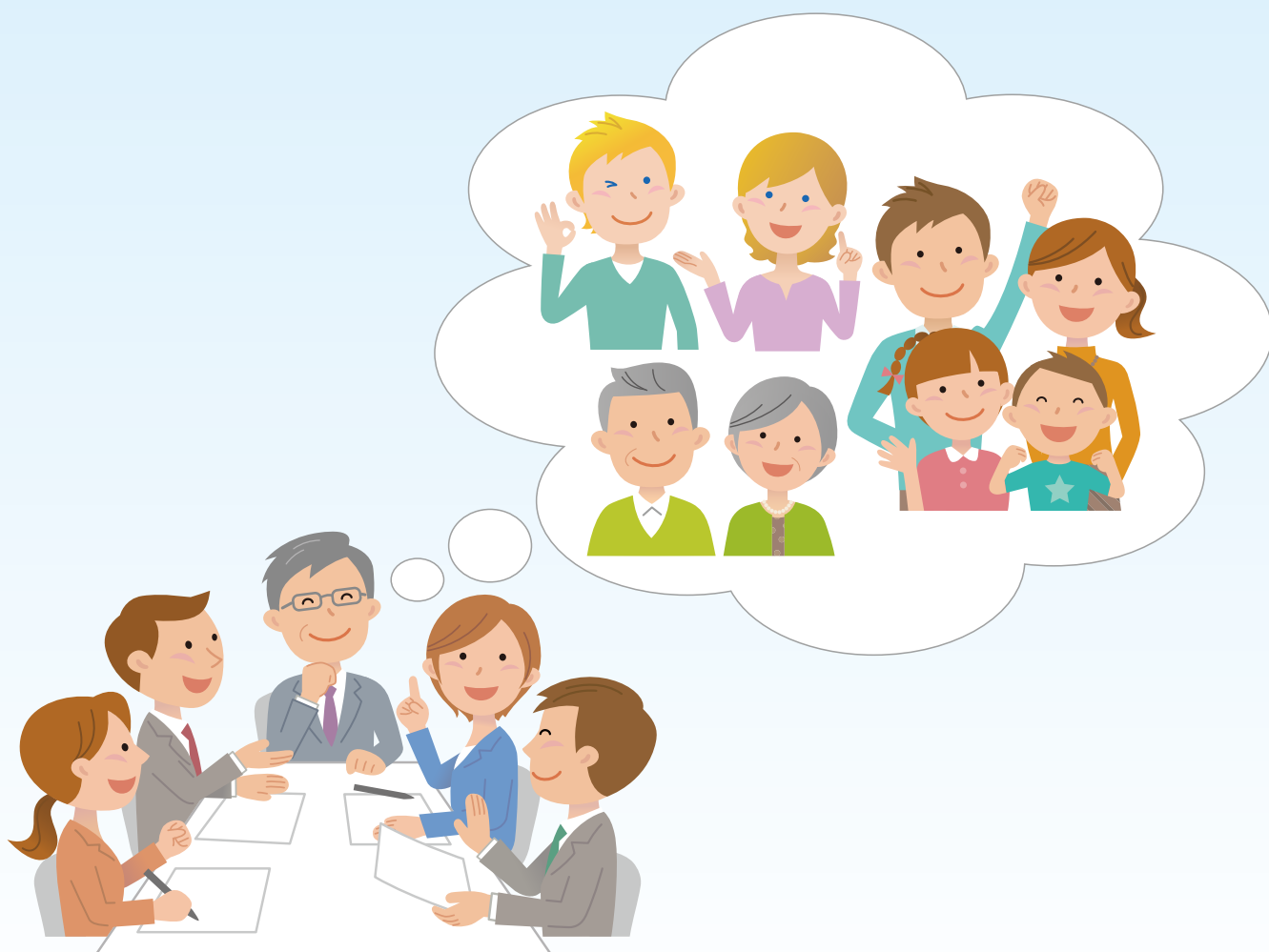
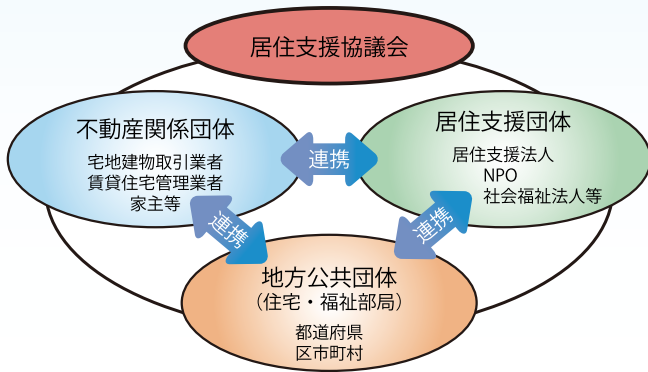


住宅セーフティネット法に基づく 居住支援協議会 について



居住支援協議会ってどんなもの？



住宅確保要配慮者に必要な支援を協議・実施

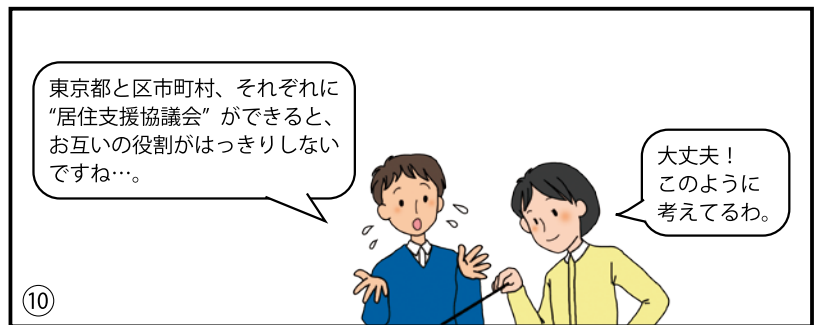
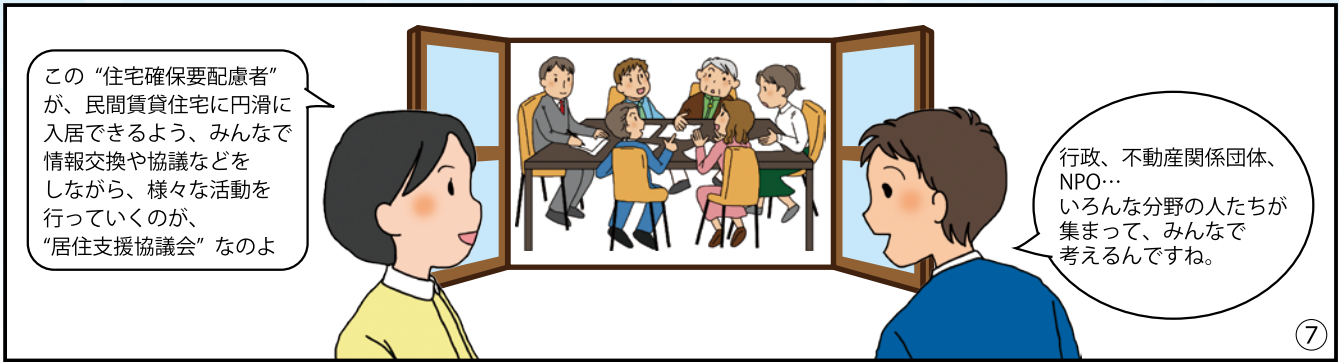
居住支援協議会とは・・・

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。

居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議することで、行政だけでは解決できなかった課題が、地域の団体と行政との協働による取組で解決されることが期待されます。

居住支援協議会については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第51条に規定されています。





居住支援協議会における取組の方向性

区市町村の居住支援協議会の設立や活動内容としては、次の5つが考えられます。

①協議会の体制づくり

居住支援協議会は、多様な主体が連携し、活動する組織です。地域の実情を踏まえて、協議会の活動内容を定め、それに応じた体制を構築することが求められます。

②関係者への理解促進

住宅確保要配慮者が円滑に入居できるようになるには、家主や不動産店、地域等に対して理解を促進し、協力体制を構築することが不可欠です。

③相談窓口の開設

住宅確保要配慮者の特性に応じて、居住支援は大きく異なります。相談窓口では必要な情報を一元的に提供できる体制が求められます。

④住宅確保と情報提供

地域の家主や不動産店の協力を得て、住宅確保要配慮者が入居を拒まれない住宅を確保することと、住宅情報をきめ細かく提供していくことが求められます。

⑤居住支援サービス

円滑な入居を行うためには、入居時における家賃債務保証や保証人の確保等の入居支援だけでなく、入居後の見守りなどを行う生活支援などの担い手を確保することも欠かせません。

※居住支援協議会の設立や運営について、国土交通省では手引を作成し、公表しています。



住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスのイメージ

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への居住に当たっては、それぞれの課題や支援ニーズに応じた居住支援を行う必要があります。また、居住支援は入居時だけでなく、入居中や退去時の支援サービスも整えていくことが必要となります。

民間賃貸住宅への入居における課題		住宅確保要配慮者の居住支援に必要なサービスイメージ	
住宅確保要配慮者	賃貸人		
入居前 <small>(賃貸借契約締結まで)</small>	① 適当な住宅が見つからない ② 属性による入居制限 ③ 住宅規模のミスマッチ (高齢者、子育て世帯等) ④ 契約手続が複雑	① 住宅確保要配慮者に対する分かりやすく一元的な情報提供 【内容】入居・住み替えが可能な住宅 (協力している不動産関係団体(協力店))、 利用可能なサービス(居住支援団体)、 雇用・福祉関連施策 【提供方法】HP、相談窓口、相談会等 ② 契約手続サポートサービスの提供 (契約締結時の立会い、生活ルール等の説明) ③ 家主・協力店・居住支援団体向け研修 ④ 相談員の人材育成	
	保証人等の確保が困難		① 家賃債務保証への支援 (利用可能な家賃債務保証の情報提供、保証料への助成等) ② 緊急連絡先の提供
	① 家賃滞納による明渡し ② 管理に対する不満 ③ 突然の体調変化等への不安		① 生活保護(住宅扶助)の代理納付 (福祉事務所が、家主等に家賃(共益費を含む)を納付) ② 公的賃貸住宅のあっせん (管理者との調整、地域住宅協議会との連携等)
	① トラブル発生 (近隣トラブル、病気、死亡等)		① トラブル防止・対応マニュアルの作成、周知 ② 賃貸人・賃借人の双方に対する電話相談、トラブル等の緊急時対応サービス等の提供 ③ 見守り、生活相談等サービスの提供 ④ 家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲)
退去時	① 原状回復を巡るトラブル ② 孤立死に対する不安 ③ 身寄りがない場合の対応への懸念 (家財・残置物の整理、葬儀等)	① 原状回復ルールの明確化、周知 ② 第三者による入退去時の立会い、査定 ③ 家主等向け研修、相談員の人材育成(再掲) ④ 家財・残置物の整理、葬儀代行等のサービスの提供	

住宅確保要配慮者に対する施策

● 住宅セーフティネット制度の概要<国（国土交通省）>

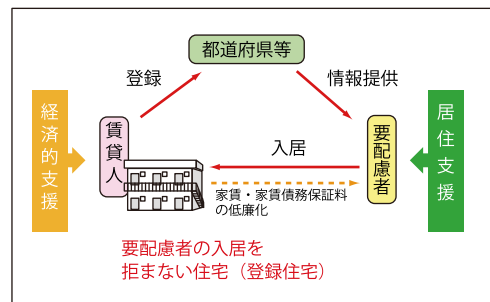
セーフティネット住宅とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のことをいいます。セーフティネット住宅に関する主な取組は、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援から成り立っています。



① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度



- 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録
 - ・登録基準 耐震性能、一定の面積 等
 - ※共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）の面積等の基準も策定
- 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督
- 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定



② 登録住宅の改修や入居者への経済的支援



- 国と地方公共団体による改修費への補助（一定期間、国の直接補助あり）
 - 補助対象工事：バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
 - 補助率：補助金（制度の立上り期）の場合：国1/3（国の直接補助）
 - 交付金の場合：国1/3+地方1/3（地方公共団体が実施する場合の間接補助）
 - 入居者要件等：入居者収入及び家賃水準（特に補助金の場合）について一定要件あり
- 国と地方公共団体による家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助
 - 補助対象：①家賃低廉化に要する費用 ②入居時の家賃債務保証料
 - 補助率：国1/2+地方1/2（地方が実施する場合の間接補助）
 - 入居要件等：入居者収入及び補助期間について一定要件あり
- 住宅金融支援機構による改修費への融資等



③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援



- 都道府県による居住支援法人の指定
 - ・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定
- 居住支援法人や居住支援協議会による居住支援活動の充実
 - ・登録住宅等情報提供・入居相談
- 生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進
 - 代理納付とは：本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと
- 適正に家賃債務保証を行う事業者の登録制度
 - ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録
- 居住支援活動に対する補助
 - ・居住支援協議会等の活動支援等が補助対象

「新たな住宅セーフティネット制度 国土交通省住宅局（令和2年3月）」を基に作成

●住宅セーフティネット制度に関する東京都の取組

東京都は、セーフティネット住宅に「東京ささエール住宅」と愛称をつけ、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度における登録住宅の面積基準を緩和（既存住宅を活用する場合）、②住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修等に係る貸主等への補助を行う区市町村に対する財政支援、③居住支援法人の指定に取り組んでいます。



① 登録住宅の面積基準の緩和



「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（平成30年3月）」において、登録住宅の面積基準の緩和を定めています。（いずれも既存在宅の場合）

- 着工年度別に各戸の床面積の基準（25㎡以上）を緩和
 - ・平成7年度までに着工：15㎡以上
 - ・平成8～17年度に着工：17㎡以上
 - ・平成18年度以降に着工：20㎡以上
- 台所、収納又は浴室が共用である場合、各戸の床面積の基準（18㎡以上）を13㎡以上に緩和
- シェアハウスの場合
 - ・専用居室面積（9㎡以上）を7㎡以上に緩和
 - ・住宅全体の面積について、 $(15\text{㎡} \times \text{居住人数} + 10\text{㎡})$ 以上を、 $(13\text{㎡} \times \text{居住人数} + 10\text{㎡})$ 以上に緩和



② 区市町村に対する財政支援



■ 改修費への補助

- ・区市町村が行う貸主等に対する改修費補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助
- ・高齢者・障害者の専用住宅として改修する場合、改修費に係る補助を上乗せ

【都の補助制度】

(原則)

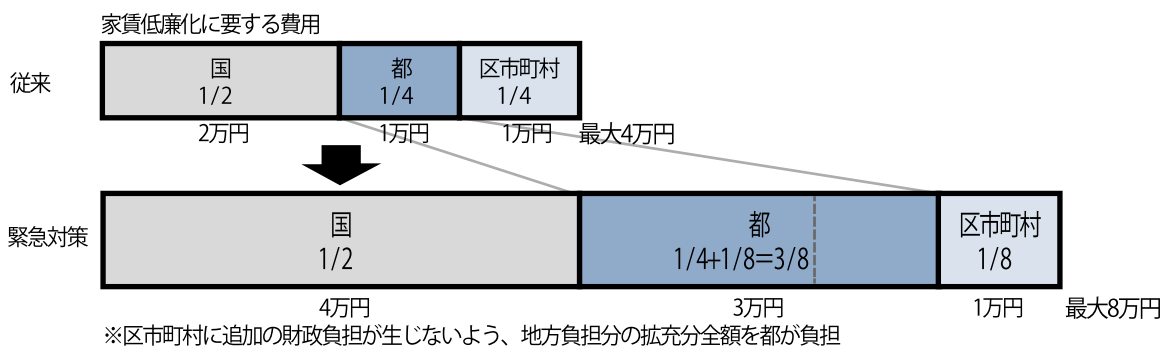
国	都	区市町村	貸主
1/3	1/6	1/6	1/3

(高齢・障害者の専用住宅)

国	都	区市町村	貸主
1/3	1/3	1/6	1/6

■ 家賃・家賃債務保証料低廉化への補助

- ・区市町村が行う貸主等に対する家賃・家賃債務保証料の低廉化への補助について、地方公共団体負担分の1/2を補助。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に収入が減少した住宅確保要配慮者を支援するため、令和3年度まで国と地方を合わせ、月額最大8万円に限度額を拡充（時限措置）。



■ 低廉化補助（家賃・家賃債務保証料）合算限度額に係る超過分への補助

①家賃低廉化補助、②家賃債務保証料低廉化補助を併用する場合、それぞれの補助限度額まで利用できるよう①及び②の併用可能な限度額を超過する部分について、都と区市町村が1/2ずつ補助

【補助限度額（現行）】

① 国費限度額 24万円/戸・年 ※2万円/戸・月×12か月
+ ② 国費限度額 3万円/戸・年

国費限度額の合計 27万円/戸・年 > 24万円/戸・年（併用可能な限度額）

⇒併用可能な限度額を超過する分（最大3万円）について、都と区市町村が1/2ずつ補助

■ 少額短期保険等保険料への補助

入居者の死亡に伴い、セーフティネット住宅の貸主等が被る損失（①残存家財整理費用、②居室内修繕費用、③空き家となったことによる逸失家賃の少なくともいずれか1種）を補償する少額短期保険等保険料について、地方公共団体負担分の1/2を補助

【都の補助制度】

都	区市町村	貸主
1/2 ※ ¹	1/2	※ ²

※¹ 補助限度額 3,000円/年・戸

※² 6,000円/年・戸を超える部分



③ 東京都独自の補助制度



■ 見守り機器設置費等への補助

高齢者を受け入れるセーフティネット住宅に、貸主が一定の機能を有する見守り機器を取り付けた場合、その購入費及び取付費の1/2を補助（上限1戸当たり3万円）

■ 登録協力補助（登録協力報奨金）

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き家等が専用住宅に新たに登録された場合、当該貸主及び事業者それぞれ1戸当たり5万円の報奨金を交付

■ 安心居住パッケージ事業

居住支援法人等を中心に居住支援に関わる団体や事業者間のネットワークの強化を図るとともに、要配慮者の属性や状況に応じた、居住支援サービスの提供にかかる経費を補助



④ 居住支援法人の指定



■ 「東京都住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準」を策定

- ・居住支援業務に関する法人の活動実績としておおむね1年以上、適切に実施していること
- ・担当する役員及び職員の支援業務従事歴において、支援業務従事歴が1年以上あることなど
- ・令和3年12月末日現在、41法人を指定

■ 指定した居住支援法人については、原則として、東京都居住支援協議会の構成員とし、区市町村や不動産団体等との連携により、登録住宅における居住支援の強化を図っています。

● 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

手続は原則として電子申請で、登録申請手数料は無料です。登録基準や手続方法など詳しくは、東京都住宅政策本部ホームページをご確認ください。

また、登録された物件の情報は、セーフティネット住宅情報提供システムでご覧いただけます。

東京都住宅政策本部
ホームページ



セーフティネット
住宅情報提供システム



東京都居住支援協議会（平成26年6月設立）

住宅確保要配慮者に対して、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うためには、区市町村が居住支援協議会を設立し、取り組むことが重要です。

東京都居住支援協議会は平成26年度に設立され、下記の取組を実施し、区市町村居住支援協議会の設立・活動を支援しています。

- ・区市町村に向けたセミナーの開催
他の居住支援協議会の取組事例など、協議会設立の参考となる情報の提供
- ・不動産団体・居住支援団体に向けたセミナーの開催
学識経験者の講演、居住支援を行う団体の活動内容の紹介など、地域での居住支援に資する情報の提供
- ・居住支援協議会の紹介リーフレットの作成・配布
都内居住支援協議会・居住支援法人の活動内容や居住支援に関わる事業の紹介

東京都居住支援協議会構成員

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (公社) 東京都宅地建物取引業協会 | (社福) 東京都社会福祉協議会 |
| (公社) 全日本不動産協会東京都本部 | (公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター |
| (公社) 東京共同住宅協会 | (独法) 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 |
| (NPO) 日本地主家主協会 | 東京都住宅供給公社 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会※1 | 東京都（住宅政策本部、福祉保健局） |
| (一財) 高齢者住宅財団 | 東京都の指定する居住支援法人 ※2 |

※1公益財団法人日本賃貸住宅管理協会は、平成31年3月7日付で居住支援法人として東京都に指定された。同協会のこれまでの活動実績等に鑑み、令和元年6月24日、令和元年度東京都居住支援協議会総会にて、同協会を、東京都居住支援協議会則第4条に定める「賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体」として取扱うこととした。

※2東京都の指定する居住支援法人

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 1 ホームネット(株) | 23 (NPO)東京こうでねいと |
| 2 (NPO)市民福祉団体全国協議会 | 24 (株)エイブレイス |
| 3 (NPO)リトルワズ | 25 (株)C a s a |
| 4 (社福)悠々会 | 26 ベスト・レギュレーション(株) |
| 5 (NPO)ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン | 27 (NPO)豊島子どもWAKUWAKUネットワーク |
| 6 (株)ケアプロデュース | 28 (一社)包括あんしん協会 |
| 7 (一社)ささえる手 | 29 (一社)ウイズタイムハウス |
| 8 企業組合労協センター事業団 | 30 (一社)コミュニティネットワーク協会 |
| 9 (NPO)コレクティブハウジング社 | 31 (有)アシスト |
| 10 (株)こたつ生活介護 | 32 (NPO)エヌフィット |
| 11 (NPO)せたがや福祉サポートセンター | 33 (株)陽徳不動産 |
| 12 (株)テッブル | 34 (株)ヒューライフコーポレーション |
| 13 生活クラブ生活協同組合 | 35 (株)ふるさと |
| 14 (一社)ビーンズ | 36 吉祥ハウジング(有) |
| 15 (NPO)東京ソテリア | 37 (株)メリアコーディネート |
| 16 (公財)日本賃貸住宅管理協会 | 38 (一社)介護グループふれあい |
| 17 (一社)家財整理相談窓口 | 39 (株)ジェイ・エス・ビー・ネットワーク |
| 18 (一社)住まい生活支援協会 | 40 (社福)大三島育徳会 |
| 19 メイクホーム(株) | 41 (株)ホッとスペース東京 |
| 20 (株)KURASHI | |
| 21 (NPO)介護者サポートネットワークセンター・アラジン | |
| 22 (一社)くらしサポート・ウィズ | |

※ 法人の詳細については、次ページ以降を参照してください。

令和3年12月末時点

東京都の指定する居住支援法人は、以下のとおり、様々な方を対象に、様々な居住支援を行っています。

サービス対象者

●…サービス対象者 ○…特に支援に力をいれている対象者

※1は一人親世帯 ※2は母子家庭

サービス対象者	居住支援法人																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1. 低額所得者		●		●	●		●	●			●	●			●	●	●	●	●	
2. 被災者（発災から3年以内）				●	●		●	●			●				●	●	●	●	●	
3. 大規模災害被災者				●	●		●	●			●				●	●	●	●	●	
4. 高齢者	●	●		●	●	○	●	●		○	●	○	●		●	●	○	●	●	○
5. 身体障害者		●		●	●		●	●			●	●			●	●	●	●	●	
6. 知的障害者		●		●	●		●	●			●	●			●	●	●		●	
7. 精神障害者		●		●	●		●	●			●			●	○	●	●		●	
8. その他障害者		●		●	●		●	●			●	●			●	●	●		●	
9. 子育て者		● ^{※1}	○ ^{※2}	●	●		●	●			●	● ^{※2}			○	●	●	●	●	
10. 外国人				●	●		●				●	●			●	●	●		●	
11. 中国残留邦人				●	●		●				●				●				●	
12. 帰国被害者等				●	●		●				●				●				●	
13. 生活困窮者				●	●		●	●			●	●			○		●	●	●	
14. ハンセン病療養所入所等				●	●		●				●				●				●	
15. 犯罪被害者等				●	●		●				●				●				●	
16. DV被害者				●	●		●				●				●	●			●	
17. 保護観察対象者等				●	●		●				●				●				●	
18. 児童虐待被害者				●	●		●				●				●				●	
19. 海外からの引揚者				●	●		●				●				●				●	
20. 新婚世帯				●	●		●				●	●			●	●	●		●	
21. 原子爆弾被害者				●	●		●				●				●				●	
22. 戦傷病者				●	●		●				●				●				●	
23. 児童養護施設退所者				●	●		●				●				●				●	
24. LGBT				●	●		●				●				●	●	●		●	
25. UIターン転入者				●	●		●				●	●			●				●	
26. 要配慮者への生活支援者				●	●		●				●	●			●	●			●	

サービス内容

※サービス内容は他の団体と連携して実施するものを含む

		居住支援法人																			
サービス内容		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
入居までの支援	A 住まいに関する相談	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	B 不動産業者・物件の紹介	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●
	C 内覧同行や賃貸契約時の立ち合い		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
	D 支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●
	E 賃貸借契約時の保証人の引受			●	●		●	●					●		●					●	●
	F 家賃債務の保証	●		●			●	●							●			●		●	●
	G 事業所（法人）で借り上げて入居支援（サブリース）			●	●			●							●	●				●	●
	H シェルター等への一時的な入居支援			●							●				●		●			●	
	I 引っ越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	●		●	●		●	●	●	●	●	●			●		●		●	●	●
入居後の生活継続支援	J 安否確認・緊急時対応（緊急通報、駆け付けなど）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	K 定期又は随時の訪問（見守り、声かけ）		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●
	L 生活支援（家事・買い物支援等）		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●				●	●
	M 金銭、財産管理			●	●		●							●	●					●	●
	N 近隣との関係づくり、サロン等への参加		●	●	●	●				●	●	●			●		●			●	●
	O 近隣や家主との間のトラブル対応			●	●						●				●	●	●	●		●	
	P 就労支援			●	●		●	●						●	●	●	●			●	●
	Q 死後事務委任（行政への諸手続、関係者への連絡）等			●	●		●					●			●					●	●
R 家財処分・遺品整理	●		●	●		●			●	●	●			●	●			●	●	●	
S 葬儀、納骨等			●	●		●			●	●	●			●	●				●	●	

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
●	●	●		◎	●	◎		●	●	●		●	●	●	●		●		●	◎
	●			●	●	●		●	●	●					●		●			
	●			●	●	●		●	●	●					●		●			
●	●	●	◎	◎	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●	◎	●	◎
●	●	●		◎	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	
●	●	●		◎		●		●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●
●	●	◎		◎		●		●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	●
●	●	●		◎		●		●	●	●	●		●	●	●		●	●	●	
●	●			◎	●	◎	●	●	●	●		●		●	●	◎	●		●	
	●			●	●	◎	●	●		●			●	●	◎	●	◎			
	●			●	●	●		●		●				●	●		●			
	●			●	●	●		●		●				●	●		●			
●	●	●		◎		◎		●	●	●			●	●	●		●		●	◎
	●					●		●		●					●		●			
	●			●	●	●		●		●					●		●			
	●			●	●	●		●		●					●		●			
	●	●		●	●	●		●		●					●		●			●
	●	●		●	●	●		●		●					●		●			●
	●			●	●	●		●		●					●		●			
	●			●	●	●		●		●					●		●			
	●			●	●	●		●		●					●		●			
●	●			●	●	●		●		●					●		●			

1	ホームネット
2	市民福祉団体全国協議会
3	リトルワズ
4	悠々会
5	ハビタット・フォア・ヒューマニティ・ジャパン
6	ケアプロデュース
7	ささえる手
8	労協センター事業団
9	コレクティブハウジング社
10	こたつ生活介護
11	せたがや福祉サポートセンター
12	テッブル
13	生活クラブ生活協同組合
14	ビーンズ
15	東京ソテリア
16	日本賃貸住宅管理協会
17	家財整理相談窓口
18	住まい生活支援協会
19	メイクホーム
20	KURASHI
21	アラジン
22	くらしサポート・ウィズ
23	東京こうでねいと
24	エイブレイス
25	Casa
26	ベスト・レギュレーション
27	豊島子どもWAKU WAKUネットワーク
28	包括あんしん協会
29	ウイズタイムハウス
30	コミュニティネットワーク協会
31	アシスト
32	エヌフィット
33	陽徳不動産
34	ヒューライフユニボレーション
35	ふるさと
36	吉祥ハウジング
37	メリアコーディネート
38	ふれあい
39	ジェイ・エス・ピー・ネットワーク
40	大三島育徳会
41	ホッとスペース東京

※居住支援法人名は一部省略

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●			●		●	●	●		●			●	●	●	●	●	●	●	●
		●		●								●	●		●	●	●			
		●		●					●				●	●	●	●			●	●
●	●			●						●			●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●		●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				●			●			●			●	●	●	●	●	●	●	●
●	●			●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●	●			●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●			●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●			●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●		●				●			●			●	●	●	●	●	●	●	●

1 ホームネット株式会社

- 法人指定 : 2018年5月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 1991年
- 連絡先 : 0120-460560 (平日月・木のみ)
- 対象エリア : 東京都全域

設立時より提携事業者と共に、主に高齢者等を24時間体制で生活支援を行う「緊急通報サービス」を提供しています。2015年に、単身高齢者の入居リスクである孤独死対策として「電話による安否確認」と「死亡時の費用補償」をセットにしたサービス『見まもっ TELプラス』をリリースし、高齢者の入居受け入れに伴う貸主・管理会社のリスクを軽減することで、入居促進につなげています。入居相談は、同サービス取扱い不動産店と連携することで、対応可能な不動産店と相談者をマッチングするかたちで実施しています。また、他居住支援法人にも同サービスを安否確認業務負荷の低減や、安否確認頻度・効率の向上のために活用いただいています。

2 NPO法人 市民福祉団体全国協議会

- 法人指定 : 2018年5月
- 事務所所在地 : 東京都港区
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 03 (6809) 1906
- 対象エリア : 大田区

市民協は、全国の介護・福祉系のNPO法人や団体をネットワークしている中間支援団体です。高齢者、低額所得者、障がい者、ひとり親世帯など「住宅確保に特に配慮を要する方」の住宅確保に関するニーズは高いのに、住宅確保の困難事例が多くあります。生活の基盤である住宅確保に向けて、要生活配慮者の方に寄り添いながら、住宅確保に向けたお手伝いを行っています。

3 NPO法人 リトルワンス

- 法人指定 : 2018年5月
- 事務所所在地 : 東京都杉並区
- 居住支援業務開始年 : 2012年
- 連絡先 : 03 (5335) 7285
- 対象エリア : 東京都全域

母子家庭に特化した住宅支援を行っています。シェアハウス、マンション、一軒家など、200家族以上のご家族をマッチング(2020年12月現在)。お母さんとお子さんに安心できる住宅と支援を、オーナーさんとお子さんに安心できる住宅と支援を、オーナーさんには安心できる住まい手をご提案しています。住まい探しから、入居後の生活支援、お仕事のご案内、お子様の学習、毎月のイベントなど母子家庭に近い団体だからこそ出来るオーダーメイドの支援です。

4 社会福祉法人 悠々会

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都町田市
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 042 (737) 7288
- 対象エリア : 町田市

住む場所にお困りの方、今すぐご相談ください。住みたいお部屋を悠々会が借り上げ、低廉な家賃でお貸しします。
<あんしん住宅の特長>
・保証人や緊急連絡先がない方でも賃貸契約が可能です。
・24時間見守りシステムを設置し、緊急時にはご自宅に駆け付けます。
・自動消火器を設置し、出火時には、初期消火に努めます。 ・買い物や通院、外出を支援します。
・日常生活の不便解消や終活に至るまで安心してご利用いただけるサービスを提案、提供します。

5 NPO法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (6709) 8784
- 対象エリア : 新宿区を中心とする23区

「今ある住まいを守る」・「新しい住まいにつなぐ」を活動の柱に、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の実現を目指して支援に取り組んでいます。
「今ある住まいを守る」活動では、高齢の方や障がいをお持ちの方、またひとり親世帯などで、ご自身では片付けが困難な方のお宅にボランティアとともに訪問し、清掃や片付け、簡単な修繕などを行っています。
「新しい住まいにつなぐ」活動では、新しい住まい探しに困難を抱える方の相談を受け、情報の提供や必要に応じて不動産店等への同行を行っています。

6 株式会社ケアプロデュース

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都世田谷区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (6805) 2145
- 対象エリア : 東京都23区
- 居住支援専用連絡先 : 03 (6453) 4195

お元気な方から介護が必要な方までの入居相談を受け、高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅、老人ホームの紹介、あっせん、情報提供を16年、延べ40,000人以上の方の相談を受けて来ました。様々な相談を受ける中、近年、所得の低い方、身寄りがいない方などの相談が増えてきており、その方に合った住まい探しの必要性を感じ、今日までの幅広いネットワークや相談経験をもとに、居住支援活動に生かしたいと考えております。また、生活支援サービスとして、見守り電気駆けつけ家族代わりサポートを推進し、一人暮らしでも安心して生活できるようサポートしています。

7 一般社団法人 ささえる手

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都練馬区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (6904) 4502
- 対象エリア : 練馬区、西東京市

私共ささえる手は、これまで主に支援対象としてきた障害を抱える方に加え、これからの未来を担う若い世代の方を主なターゲットとして居住支援を行います。年度内にグループ会社にて不動産会社を立ち上げる予定にもなっており、就労斡旋など生活全般のフォローをさせていただきます。相談に関してはどちらにお住まいの方に関しましてもお受けしておりますので遠慮なくご連絡ください。

8 企業組合労協センター事業団

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都豊島区
- 居住支援業務開始年 : 2003年
- 連絡先 : 03 (6907) 8030
- 対象エリア : 新宿区、墨田区、豊島区、板橋区(準備中)、杉並区、練馬区

働く者の協同組合として、高齢者や障害者等の生活支援や就労支援を行ってきました。居住支援法人としてはたらくことについての相談も行っています。地域での生活には住まいの確保と同時に地域の見守りや支え合いのしくみが必要です。私たちは、地域で支え合う仕組みづくりを通じて、みんなで協同し、「ともに生き、ともに働く」地域づくりを目指していきます。

9 NPO法人 コレクティブハウジング社

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都町田市
- 居住支援業務開始年 : 2003年
- 連絡先 : 080 (6660) 1143
- 対象エリア : 東京都全域
- 居住支援専用連絡先 : 080 (9349) 4004

私たちは、本人が必要とするつながりやネットワークを持つ、孤立しない暮らしのできる住まい・環境づくりが重要だと考えています。そのため、個々の相談者がお持ちの課題とニーズを共に整理することで、その方が望む暮らしにできるだけ近づけるような住まい探いをサポートしたいと考えています。

居住支援としては、①多様なニーズの方の自主運営型コレクティブハウス(民間事業者)への入居コーディネート ②他団体が行っているつながりを持てる住まいの情報を提供と団体への橋渡し ③上記のことに理解のある事業主・不動産業者、他の居住支援法人などの物件紹介 ④住まいを得るために必要な行政手続きのサポート、を行います。

10 株式会社こたつ生活介護

- 法人指定 : 2018年6月
- 事務所所在地 : 東京都立川市
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 042 (519) 8388
- 対象エリア : 立川市、武蔵村山市、昭島市

私たちは、地域包括ケアシステムを基本軸に地域共生社会の実現を目指し高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、人生の最期の時まで安心して暮らし続けられるよう行政(福祉、住宅)や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー、民生委員等と連携して、入居前の支援(相談、アセスメント、生活支援のコーディネート、住宅の情報提供、見学同行、緊急連絡人確保、契約支援、引越支援等)から入居中の支援(見守り、生活相談、緊急時対応等)そして、人生を終えた時の支援も、司法書士や行政書士、葬祭協会等と連携しサポートします。また、立川市においては、2021年9月末に「立川市居住支援協議会」が設立し、10月には、居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」もスタートして、高齢者だけではなく、その他の住宅確保用配慮者(障がい者や生活困窮者、子育て世帯、外国人等)も広くサポートできる体制ができました。また、空き家対策についても、行政や社協、創業支援団体、金融機関と連携して、「活き家プロジェクト」により、空き家の発生を抑制してまいります。

11 NPO法人 せたがや福祉サポートセンター

- 法人指定 : 2018年7月
- 事務所所在地 : 東京都世田谷区
- 居住支援業務開始年 : 2008年
- 連絡先 : 03 (6413) 1506
- 対象エリア : 世田谷区、近隣区(他区要相談)

2000年にNPO法人となり、市民によるささえあいのまちづくりを目指して、「世田谷たすけあいネット」を2004年から開始しています。高齢者、障害者等の生活弱者（困っている人、支援を必要とする人）をささえる地域の仕組みは相変わらずまだ足りません。居住支援制度をきっかけにさらなる動きが広がることを期待しています。

12 株式会社テップル

- 法人指定 : 2018年9月
- 事務所所在地 : 東京都練馬区
- 居住支援業務開始年 : 2015年
- 連絡先 : 03 (5848) 2877
- 対象エリア : 練馬区、板橋区、中野区、杉並区、武蔵野市

弊社は本業をリフォーム業と高齢者入居支援業の二本立てで運営しています。高齢者入居支援業務として①緊急連絡先代行サービス②保証人代行サービスを中心に家主様および管理会社様が高齢者入居時のリスク軽減を目的としたサービス展開を推進しております。

13 生活クラブ生活協同組合

- 法人指定 : 2018年9月
- 事務所所在地 : 東京都世田谷区
- 居住支援業務開始年 : 1991年
- 連絡先 : 03 (6388) 9543
- 対象エリア : 主として世田谷区

住まいの問題は、最も基本的な問題です。当生協は、家計相談・サービス付き高齢者住宅などの福祉事業及び増改築改修工事・片づけなどの住宅事業に取り組んでいます。空き家・空き室の活用を考えている方、低額所得者の方・高齢者の方・子育て中の方など住まいにお困り方、皆さんの住まいの問題を共に考え解決していきたいと考えています。

14 一般社団法人 ビーンズ

- 法人指定 : 2018年11月
- 事務所所在地 : 東京都渋谷区
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 03 (6300) 5561
- 対象エリア : 渋谷区、千代田区

当法人では、これまで渋谷区・千代田区に拠点を構え精神障がい者の就労と生活の自立を支援する福祉事業を運営してきました。居住支援の活動を通じ「障害のある方が、住みたい場所で自立した暮らしを行えるようにすること」を目指し、都心部でマンションを借りて生活することの支援を行っています。

15 NPO法人 東京ソテリア

- 法人指定 : 2018年12月
- 事務所所在地 : 東京都江戸川区
- 居住支援業務開始年 : 2016年
- 連絡先 : 03 (5879) 4970
- 対象エリア : 江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区及び近隣区

主に精神障害の方を対象に支援をおこなっているNPO法人です。これまでの居住支援のノウハウを生かし、どなたでも地域で当たり前暮らすことのできる社会づくりに貢献をしたいと思えます。行政と連携をし、地域の中で活動を展開していきます。特に福祉サービスとの手配や連携、引っ越し前後には一人一人に寄り添ったお手伝いをさせていただきます。引っ越し後の定着支援までの一連の作業の中で、今後住まう地域での暮らしに希望を見出せるような支援をしていきます。

16 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都千代田区
- 居住支援業務開始年 : 2019年
- 連絡先 : 03 (6265) 1555
- 対象エリア : 東京都全域

当協会は「居住者に安全・安心・快適な住環境の提供」、「所有者の資産価値の維持・向上」、「管理者（賃貸住宅管理業者）の社会的役割・地位の確立」を目的に掲げ、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現を目指して活動しています。協会が有する賃貸管理に係る知見やノウハウを基に、入居前や入居における住まいのお困りごとの相談対応等、支援を行っています。

17 一般社団法人 家財整理相談窓口

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2018年
- 連絡先 : 03 (5287) 4387
- 対象エリア : 東京都全域
- 居住支援専用連絡先 : 0120 (166) 077

2015年に、家財整理業界の健全な発展と品質向上のための支援をするために設立した法人で、2018年9月より居住支援法人としての活動を開始しました。

高齢者や障がい者などの方々に対し、住まい探しや見守り支援の他、住み替えや退去に伴う家財整理、あるいは家財などが放置されたまま活用されていない家屋・部屋等に残された家財の整理や片付け、または亡くなった方の大切な遺品等の整理などについてご相談を受け、適切にアドバイスをさせていただきます。家財整理や片付け実施の具体的なご相談に際しては、直接訪問して状況を確認の上お見積りをして、ご要望があれば片付けの実施まで一貫してお受けします。

18 一般社団法人 住まい生活支援協会

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2017年
- 連絡先 : 03 (6233) 6285
- 対象エリア : 東京都全域（島しょ部を除く。）

高齢単身で、一人で不動産会社に行くのが不安、年齢だけで断られる。そのような方のお部屋探しの支援を行います。あらかじめ公正証書遺言の作成や死後事務委任契約を行い、お亡くなりになった後の各種手続きや、葬儀、遺品整理について対応を行います。

また、入居中の各種相談や見守り機器を活用した安否確認を行い、必要に応じて訪問します。認知症になり自己の判断能力が不十分になった場合に備え、財産管理・任意後見の契約も可能です。入居時だけでなく、入居中や亡くなった後についても安心いただけるサービスを提供しています。

19 メイクホーム株式会社

- 法人指定 : 2019年3月
- 事務所所在地 : 東京都足立区
- 居住支援業務開始年 : 2015年
- 連絡先 : 03 (5856) 0557
- 対象エリア : 東京都全域（島しょ部を除く。）

メイクグループは、全ての住宅確保要配慮者の方の支援をしております。特に、生活保護・障がい者・DV被害者・難病患者・高齢者・片親世帯・外国籍の方のお部屋探し・引越・見守り・死亡時の対応をトータルに行っている会社です。自社の要配慮者向けの管理物件も多数所有しており、優先して入居が可能です。また、連帯保証人・緊急連絡先がない方も、緊急連絡先協会に加入することで、賃貸保証会社の審査が可能となります。役所・病院・包括支援センター・障がい者施設・保健所と連携を取り、毎日たくさんの相談を受けています。弱者救済・人道支援を目的に設立された企業グループです。

20 株式会社KURASHI

- 法人指定 : 2019年6月
- 事務所所在地 : 東京都中央区、町田市
- 居住支援業務開始年 : 2015年
- 連絡先 : 03 (3527) 9674
- 対象エリア : 東京都全域（島しょ地域除く）
- 居住支援専用連絡先 : 03 (3527) 9874

KURASHIは、宅地建物取引業者（不動産業者）です。法人代表者は、福祉マネジメント修士・社会福祉士です。約二十年「住まいと老後の支援」が専門分野です。法人弁護士は、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士等の立場もあり、高齢者や障害者の財産管理や後見業務、死後事務委任など、数多く受任しています。また、東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会・（公）東京都社会福祉士会 司法福祉委員会・文京社会福祉士会会長等の活動をしています。「居心地の良い居場所づくり」「心が穏やかな豊かなくらし」の実現を居住支援の理念とし、多職種連携（IPW）、物件のサブリース、賃貸管理とその後の支援に力を入れています。弊社で課題解決・緩和できない案件は、地域や専門分野の居住支援法人へ、つなぎます。何なりとご相談下さい。

21 NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン

- 法人指定 : 2019年6月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2019年
- 連絡先 : 03 (5368) 1955
- 対象エリア : 杉並区、新宿区、中野区、豊島区及び近隣区

2001年の設立時より、地域で孤立しがちな高齢者や家族介護者が、どのように地域とつながりを持てるかというしくみづくりに取り組んでいます。特に地域でピアカウンセリングとしての居場所（会やサロン）やカフェを、地域でのボランティアな支援者の人材育成をしながら立ち上げと運営支援を行い、地域資源づくりとネットワーク形成をしてきました。

住み替えの相談支援等をする中で、生きづらさや孤立、経済的困難などの課題を抱える方々に、粘り強く寄り添い、生活の支援とともに入居後も孤立することなく地域に溶け込めるよう支援します。

22 一般社団法人くらしサポート・ウィズ

- 法人指定 : 2019年8月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2019年
- 連絡先 : 03 (6233) 8260
- 対象エリア : 東京都全域（島しょ部を除く。）

当法人では社会福祉士や消費生活アドバイザー、キャリアコンサルタント等の資格者による「くらしの相談ダイヤル」を中心とした相談業務を行っております。日々のくらしの心配や不安、生きづらさに悩む方々の相談を受けながらその解消につとめてまいりました。相談業務で培ったスキルを生かし、住まいに関する「困りごと」や住まい探しのご相談を電話やメール、面談等で伺います。ご希望を踏まえながら他の居住支援法人や不動産会社と連携しながら情報提供、マッチング、同行支援等を行います。必要な方へは行政や福祉団体と連携し、入居後も支援を必要とする方に対しては見守りを行うなど、様々な不安や問題を抱える方々をサポートしていきます。

23 NPO法人 東京こうでねいと

- 法人指定 : 2019年9月
- 事務所所在地 : 東京都町田市
- 居住支援業務開始年 : 2011年
- 連絡先 : 042 (708) 1402
- 対象エリア : 町田市及び近隣市
- 居住支援専用連絡先 : 042 (708) 8803

「NPO法人東京こうでねいと」は住まいにお困りの精神障がいをお持ちの方、その他、住まい探しにお困りの方への入居をサポートしております。相談は無料ですので、どうぞお気軽にご相談下さい。

一人暮らしをする上での相談や悩み事などお聞きすることで、自立に向けてのお手伝いが出来ればと思っています。入居後は「ライフサポーター」による月2回程度の訪問があり、生活相談にも乗っています。

24 株式会社エイプレイス

- 法人指定 : 2019年10月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2019年
- 連絡先 : 03 (5287) 5811
- 対象エリア : 新宿区、北区

福祉先進国デンマークには「Aging in place」（住み慣れた地域で、自分らしく最期まで）という考え方があります。

わたしたちエイプレイスは、高齢者やその家族が住み慣れた地域で、自分らしく最期まで暮らせるよう、在宅介護事業や生活支援サービス等の活動を通じて、様々なサポートを行っています。

25 株式会社Casa

- 法人指定 : 2019年11月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2011年
- 連絡先 : 0120 (97) 5501
- 対象エリア : 東京都全域（島しょ部を除く。）

弊社は、高齢、障がい、保証人不在などの理由で居住の継続やご転居で困っているお客様などに対し、賃貸契約が終了するまで伴走して支援いたします。また、賃貸契約に必要な緊急連絡先がご不在の場合も、安否確認を行っている法人などをご提案して、賃貸契約のお手伝いいたします。

また、入居後に病気や失業などでお困りの場合は、現状の生活状況を伺い、専門の相談員による公的支援制度のご案内や申請の同行、食料支援、就労に関する情報提供など、ご相談に合わせたサポートを行っています。

26 ベスト・レギュレーション株式会社

- 法人指定 : 2020年1月
- 事務所所在地 : 東京都杉並区
- 居住支援業務開始年 : 2019年
- 連絡先 : 03 (3382) 6870
- 対象エリア : 東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市及び小金井市

高齢者の方を中心に住宅支援を行っています。特に皆様のお部屋探しに力を入れ、自社保有物件、自社管理物件、提携先の保有・管理物件を中心にお部屋をご提供しております。生活の支援をさせていただくことも大変重要ですが、その第一歩はお住まいになるお部屋を探すところから始まるため、自社でご提供できる物件があることを当社の強みとして皆様の支援をさせていただいております。

27 NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

- 法人指定 : 2020年3月
- 事務所所在地 : 東京都豊島区
- 居住支援業務開始年 : 2020年
- 連絡先 : 050 (5490) 1175
- 対象エリア : 豊島区

当団体は2012年から活動を開始。地域の子どもの地域で見守り育てるために、さまざまな居場所を地域に創出し、ネットワークを構築しています。

主な事業として、池袋本町プレーパーク、子ども食堂、無料学習支援、ホームスタート、WAKUWAKUホームの運営や入学応援給付金、フードサポートプロジェクトなどを実施。

それらの強みを生かし、豊島区内で「すまい」にお困りの方（特に子どもを持つ世帯など）への相談と支援を展開していきます。

28 一般社団法人包括あんしん協会

- 法人指定 : 2020年3月
- 事務所所在地 : 東京都豊島区
- 居住支援業務開始年 : 2020年
- 連絡先 : 03 (6320) 4057
- 対象エリア : 東京都23区

おひとり様・高齢者・一人暮らし高齢者等の要配慮者に対し、安否確認から入院手続、死後の手続までの生涯にわたるトータルサポートの家族代行を行っています。

【支援内容】

- ・要配慮者の住まい相談、物件探し ・安否確認（緊急連絡先の引受も行います。） ・エンディングノート保管
- ・入院時手続代行 ・施設探し
- ・旅立ちサポート（死後の全ての手続きを行います。（遺体引取、葬儀、火葬、埋葬、遺品整理、賃貸契約解約、公共料金解約等の事務手続））

29 一般社団法人ウイズタイムハウス

- 法人指定 : 2020年4月
- 事務所所在地 : 東京都練馬区
- 居住支援業務開始年 : 2020年
- 連絡先 : 03 (6670) 7999
- 対象エリア : 練馬区及び近隣区市

本法人は2018年5月にオープンした、障害のある人、高齢の人等のためのシェアハウス「ウイズタイムハウス大泉学園」の管理運営をしてきました。その中で、住まいと生活の相談を多く受けてきたことから、2020年に居住支援法人としての指定を受けました。「ウイズタイムハウス大泉学園」を拠点にした定期的なイベントを通じて孤立防止の取り組みをしているほか、社会福祉士等、相談の経験のあるスタッフが、住まいのみならず、福祉事務所への同行や地域包括支援センター等との連携など、福祉的な生活支援、就労支援などもサポートしています。

30 一般社団法人コミュニティネットワーク協会

- 法人指定 : 2020年5月
- 事務所所在地 : 東京都豊島区
- 居住支援業務開始年 : 2019年
- 連絡先 : 03 (6256) 0570
- 対象エリア : 豊島区

当協会は、阪神淡路大震災の復興の経過を機に支えあいの必要性を感じ、100年（3世代）続くコミュニティと、地域で暮らし続けるための住まいと拠点づくりを目指して設立した法人です。

協会内の「暮らしと住まいの情報センター」では、専門相談員が生活設計に基づいた暮らしと住まいの相談を電話、面談対応し、具体的な入居に関する相談内容や困りごとを聞き、登録住宅などを紹介します。また、自らセルフネットワーク住宅を運営し、住宅の情報を提供するとともに、暮らし方の事例などを紹介します。

地域のニーズに対し、地域資源とネットワークしながら課題解決策をはかり、住まい、コミュニティの拠点、地域で住み続けられる仕組みづくりの活動に取り組んでいます。

31 有限会社 アシスト

■法人指定 : 2020年6月

■事務所所在地 : 東京都福生市

■居住支援業務開始年 : 2020年

■連絡先 : 042 (551) 8711

■対象エリア : 東京都内全域

弊社は介護保険サービス事業所（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）と、障がい者総合支援法のサービス事業所を併設した居住支援法人です。平成12年から、多くの利用者の方々と携わっています。しかし、介護保険と障がい者総合支援法のサービス提供だけでは、生活の安心が得られません。地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員が、住まい探し・見守り・鍵預かり・家電や家財の処分・8050問題などの支援をしています。これら以外、あらゆる支援も行っており、自治体や地域包括支援センターから依頼される案件が多くなりました。訪問して傾聴し、寄り添った支援の必要性を感じています。

32 NPO法人エヌフィット

■法人指定 : 2020年7月

■事務所所在地 : 東京都中央区

■居住支援業務開始年 : 2020年

■連絡先 : 03 (5614) 7370

■対象エリア : 中央区及び近隣区

■居住支援専用連絡先 : 03 (5614) 0170

当法人では、これまで中央区と市川市に拠点を構えた福祉事業所です。主に知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の方々に対して就労支援と生活の自立に向けたサービスを提供しています。その他サービスとしてグループホームの運営や障がい福祉サービスに関する相談窓口としても事業を展開しています。居住支援事業所として我々の障がいに関するノウハウを生かし、障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らせる様に支援を行っていきたく思っております。

33 株式会社陽徳不動産

■法人指定 : 2020年7月

■事務所所在地 : 東京都大田区

■居住支援業務開始年 : 2020年

■連絡先 : 03 (3734) 6460

■対象エリア : 大田区

東京都大田区南蒲田にて地域密着型の不動産会社として創業47年目を迎え創業当時より周辺の町の様子は一変し生活環境は良くなり住みやすくなりました。しかし大田区も人口の高齢化が進み築年数の経過した賃貸住宅の建替えも時代の流れと共に進んできています。その流れの中で建て替えに伴う高齢者または障害者の方々の住まい探しも厳しい状況であります。

一方で賃貸住宅の貸主側の立場に立てば高齢者等の方々への入居には様々な心配も懸念されます。そこで不動産業者でもある弊社のような居住支援法人が貸主様、借主様にとって安心して賃貸住宅に入居、または貸付けができるようお手伝いをさせていただきます。

34 株式会社ヒューライフコーポレーション

■法人指定 : 2020年9月

■事務所所在地 : 東京都羽村市

■居住支援業務開始年 : 2019年

■連絡先 : 042 (533) 6460

■対象エリア : 羽村市

株式会社ヒューライフコーポレーションは、令和2年9月8日に居住支援法人として東京都から指定を受けさせていただきました。株式会社ヒューライフコーポレーションは地域の人々、日本の人々、世界の人々が、身体的、精神的、社会的に良好な状態になるウェルビーイングとなる礎を築き「障害者・生活困窮者総合支援企業」通じて目指していきます。

その中で居住支援事業として「エルシェアート」という自立型サポートシェアハウスを、東京都の羽村市にオープンさせて、地域包括システムを構築して障害者、高齢者、生活困窮者、難病、若年性認知症、児童養護施設、DV被害者の方々を、入居して頂き、社会で基盤となる居住を支援しているのが株式会社ヒューライフコーポレーションです。今後は、エルシェアート清瀬、エルシェアート籠原をオープンさせ、地域に根差した活動をしていきます。

35 株式会社ふるさと

■法人指定 : 2021年2月

■事務所所在地 : 東京都台東区

■居住支援業務開始年 : 2007年

■連絡先 : 03 (5808) 5205

■対象エリア : 東京都23区

浅草北部「山谷」を起点に、生活困窮者への支援活動を展開する「ふるさとの会」です。当社はグループ不動産部門として、路上生活からの脱却、社会的入院からの地域移行、刑事施設からの社会復帰などに「住まい提供」を通じて取り組んできました。

地域のなかで、安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び役割や人としての尊厳・居場所の回復を目指すなか、長年に渉る地域や家主さんとの信頼関係によって多くの物件管理を任せていただいています。

都内各地に「ふるさと管理アパート」200戸以上（日々増加しています。）

36 吉祥ハウジング 有限会社

- 法人指定 : 2021年5月
- 事務所所在地 : 東京都武蔵野市
- 居住支援業務開始年 : 2018年
- 連絡先 : 0422 (22) 1010, 090 (6954) 8265
- 対象エリア : 東京都全域(島しょ部を除く。)

「見つかるまであきらめません」をモットーに30年以上、高齢者や障がい者、生活保護受給者、外国籍の方のお部屋探しと入居後のサポートを一生懸命に行ってまいりました。2018年に「高齢者・障がい者お部屋探しの窓口」を開設し、DV被害、母子世帯、被災者、難病患者、更生保護施設出身者などの住宅確保要配慮者へのサポートも本格的に開始。現在では都内全域（島しょを除く）年間300名近い方々をサポートしています。緊急連絡先のいない方への無償紹介サービスの提供や精神・身体・経済的負担がかからないよう専用車で送迎も承っております。

住宅確保要配慮者の「最後の砦」、「最終的な拠り所」として、行政、社会福祉協議会、病院、福祉団体との連携を図りながら、他ができない範囲のフォロー、隙間を埋める役割を一層充実していく所存です。

37 株式会社 メリアコーディネート

- 法人指定 : 2021年5月
- 事務所所在地 : 東京都中央区
- 居住支援業務開始年 : 2021年
- 連絡先 : 03 (6264) 2784
- 対象エリア : 中央区

株式会社メリアコーディネートは東京都・大阪府の2府県で居住支援法人に指定されている不動産業者です。東京支店での実績はコロナ禍の中、支店開業したこともありまだ数は少ないですが、代表者が女性であるということもあり、大阪ではもう5年近く支援実績があり、特に若年層の女性に特化した支援を行っております。シングルマザーや低所得者の方々の生活の支援を行ったり、就労支援を行ったり、相談業務から引越、退去まで継続してサポートしております。

また、大阪本店では地域柄、外国人の相談業務も多く、役所から相談業務が回ってきたり、行政とタッグを組んだり、外国人研修生や留学生の居住支援実績も大多数こなしてきております。

どんな些細なことでも結構です。どこかに今を変えるチャンスが眠っています。なんでもご相談ください。

38 一般社団法人 介護グループふれあい

- 法人指定 : 2021年5月
- 事務所所在地 : 東京都立川市
- 居住支援業務開始年 : 2021年
- 連絡先 : 042 (506) 0027
- 対象エリア : 立川市、府中市、国分寺市、国立市及びその近隣市

当法人は、2003年に結成し「どんなに障がいが高くても地域で自分らしく生活したい」という当事者の想いを実現するため、家探しや制度取得、住宅改修、引越、環境整備、ヘルパー派遣等、居住支援を含め、トータルで支援を行って参りました。現在は、介護保険事業、相談支援事業、就労継続支援事業所、介護タクシー、放課後等デイサービス、グループホーム、短期入所施設を開設しております。

アフターコロナの時代、経済や社会が大きく変化しようとしています。格差が広がり支援が必要な方が、切り捨てられないセーフティネットとしての支援を、事業として行っていくために居住支援法人の活動を開始いたします。

39 株式会社 ジェイ・エス・ビー・ネットワーク

- 法人指定 : 2021年6月
- 事務所所在地 : 東京都新宿区
- 居住支援業務開始年 : 2021年
- 連絡先 : 03 (6871) 6541
- 対象エリア : 東京都全域

株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワークは、「高齢者住宅情報プラザ」として、約3,000施設の有料老人ホームや高齢者物件の紹介を行っております。

また、全国22店舗体制で、各地に専門の相談員を配置。「きちんと顔が見れる」相談窓口をご用意しております。

記の他に、社会福祉協議会や社会福祉法人と協力し、無料のイベント「住まいるカフェ」を新宿区で実施。時代の流れとともに変わる住まいを地域の皆様と考える機会を設けさせて頂いております。

東京都の居住支援法人として、入居支援に邁進してまいります。

40 社会福祉法人 大三島育徳会

- 法人指定 : 2021年9月
- 事務所所在地 : 東京都世田谷区
- 居住支援業務開始年 : 2021年
- 連絡先 : 03 (5491) 0340
- 対象エリア : 世田谷区

本法人は、「地域に根差した社会福祉の実践」を理念に、世田谷区で高齢者、障害者を中心に福祉サービスを行っております。

世田谷地域において住居を確保することが困難な方へ対し、住み慣れた街、地域で安心して暮らし続けるための住宅確保支援及び生活全般の総合的支援を行います。

また、本部のある特別養護老人ホームを拠点とし、支援対象者と地域が互助の関係でつながれる仕組み作りに取り組んでまいります。

41 株式会社ホッとスペース東京

■法人指定：2021年12月

■居住支援業務開始年：2016年

■対象エリア：東京都全域(島しょ部を除く。)

■事務所所在地：東京都渋谷区

■連絡先：03 (4405) 9863

「すべての人に良質な住宅を」を理念に掲げ、不動産×社会福祉の社会ベンチャー企業として住宅提供と生活サポートを行っております。当社の特徴は以下3点です。

① 最短で相談面談の翌日に住宅提供（空室がある場合）

自社物件、協賛法人等のネットワーク、福祉制度の活用サポートによりこのスピードを実現しています。

② どのような状況でも相談可能

物件紹介だけにとどまらず、福祉制度の検討も並行して検討し、まったく所持金が無い方、身分証がない方、高齢の方、離職中の方等どのような状況でもご相談可能です。

③ 生活、就労、福祉手続き活用の手厚いサポート

住宅提供後も生活支援、就労サポート、福祉手続き支援等、広範に安定した生活の実現を手助けいたします。

都内の居住支援協議会設立区市の活動

※本パンフレットに掲載されている内容は令和3年12月時点のものです。
最新の情報については、各居住支援協議会にお問い合わせいただくか、
ホームページをご確認ください。



千代田区居住支援協議会（平成28年7月設立）

（事務局）千代田区保健福祉部福祉総務課
03-5211-4209

■ 相談対応状況

■ 相談場所	千代田区役所、地域包括支援センター等の各窓口
■ 対応状況	不定期
■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ

新宿区居住支援協議会（令和2年2月設立）

（事務局）新宿区都市計画部住宅課
03-5273-3567

■ 相談対応状況

■ 相談場所	新宿区窓口	■ 対象者	高齢者、障害者、ひとり親、 低額所得者等住宅確保要配慮者
■ 対応状況	第1～第4木・金曜日 午後1時から4時まで 予約制	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ

■ 不動産店等との協力事業など

- ・保証会社のあっせん・保証料助成、残存家財整理費用等保険料助成の申込み手続きの協力
- ・上記住宅相談へ不動産業団体から相談員の派遣
- ・高齢者等に物件情報を提供し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住み替え促進協力店」を不動産業団体が指定

■ 要配慮者に直接関わる取組

- ・居住支援協議会の構成団体が実施している住まい探しから入居中や退去時に至るまでの各種支援を紹介する「新宿区居住支援サービスガイド」を作成、配布
- ・保証会社のあっせん・保証料助成、残存家財整理費用等保険料助成
- ・取壊し等の立退き世帯に区内での住み替え居住を支援

文京区居住支援協議会（平成29年7月設立）

（事務局）文京区福祉部福祉政策課
03-5803-1220

■ 相談対応状況

■ 相談場所	文京区福祉住宅サービス	■ 対象者	高齢者、障害者、ひとり親世帯
■ 対応状況	随時	■ 連絡先	03-5803-1238

■ 不動産店等との協力事業など

- ・住まいの協力店…不動産関係団体の推薦を受けた区内不動産店を「住まいの協力店」として登録し、高齢者等への民間賃貸住宅に関する情報の提供、住まいに関する相談対応、「すまいる住宅」の登録手続や入居資格認定者の入居の仲介を行います。
- ・すまいる住宅登録事業…高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を区に登録し、「住まいの協力店」を通じて高齢者等に紹介します。区が入居資格認定した高齢者等が登録住宅に入居した場合、住宅オーナーに謝礼を支払います。
- ・住み替え相談会…区内の民間賃貸住宅に住み替えを希望する方を対象に相談会を開催します。相談員は、不動産関係団体が派遣する宅地建物取引士です。

■ 要配慮者に直接関わる取組

- ・移転費用等助成事業…民間賃貸住宅に居住する高齢者等が、立ち退き要求を受けている、又は住環境を改善するために区内の民間賃貸住宅に転居する場合、移転費用及び転居前後の家賃の差額を助成します。
- ・すみかえサポート事業…連帯保証人が確保できないため区内民間賃貸住宅への住み替えが困難な高齢者等に、区が協定を締結した民間保証会社の債務保証サービスを紹介するとともに、要件を満たす方に保証料の一部を助成します。
- ・あんしん居住制度助成事業…（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターのあんしん居住制度を利用する高齢者等のうち要件を満たす方に、初回事務手数料の一部を助成します。

台東区居住支援協議会（平成31年1月設立）

(事務局) 台東区都市づくり部住宅課
03-5246-1468

■ 相談対応状況

■ 相談場所	台東区役所 住宅課窓口	■ 対象者	台東区内に居住していて、在宅で生活 が営める以下の世帯 ・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・ひとり親世帯
■ 対応状況	事前予約制 毎週金曜日 午後1時30分から午後4時30分まで (事情により別の日時での対応も可)		
■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ		

■ 不動産店等との協力事業など

(上記の) 住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口

民間賃貸住宅へ入居を希望しているが、住宅探しに困っている高齢者、障害者、ひとり親世帯を対象に不動産関係団体と協力して住宅探しの相談を行います。

■ 要配慮者に直接関わる取組

(1) 立ち退き等に伴う転居費用の助成（高齢者等住み替え居住支援）

自己の都合や責任によらない理由により立ち退きを受け、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した高齢者、障害者、ひとり親世帯の方に対して、支払った転居費用（礼金、仲介手数料、引越費用）を助成します。
(上限15万円)

(2) 家賃債務保証会社の利用に伴う保証料の助成（高齢者等家賃等債務保証）

区内の民間賃貸住宅に転居する際、高齢者、障害者、ひとり親世帯の方が家賃債務保証会社を利用した場合に支払った初回保証料の2分の1を助成します（上限2万円）。

江東区居住支援協議会（平成23年9月設立）

(事務局) 江東区都市整備部住宅課
03-3647-9473

※ お部屋探しサポート事業（平成29年7月～）として実施

■ 相談対応状況・不動産店等との協力事業など

< 区役所で相談する場合 >

■ 相談場所	江東区役所住宅課窓口	■ 対象者	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
■ 対応状況	毎週火曜日午後1時から3時15分まで	■ 連絡先	居住支援協議会窓口と同じ
■ その他注意事項	事前予約制		

< 協力不動産店に相談する場合 >

■ 相談場所	各協力不動産店(相談前に区役所住宅課窓口 に申請書を提出してください。)	■ 対象者	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
■ 対応状況	店舗営業時間中いつでも	■ 連絡先	居住支援協議会窓口にご連絡ください。
■ その他注意事項	まずは江東区役所住宅課窓口で申請書を提出してください（申請済証を発行します）。 申請済証をお持ちになり、江東区内の協力不動産店でご相談ください。		

■ 要配慮者に直接関わる取組

上記相談の結果、契約成立時に一定基準以下の所得の世帯に契約金の一部を助成（家賃の1か月分、上限8万円）

上記相談の結果、民間保証会社と保証契約を結んだ際の保証料の一部を助成（保証料の半額、上限2万円）

品川区居住支援協議会（令和2年2月設立）

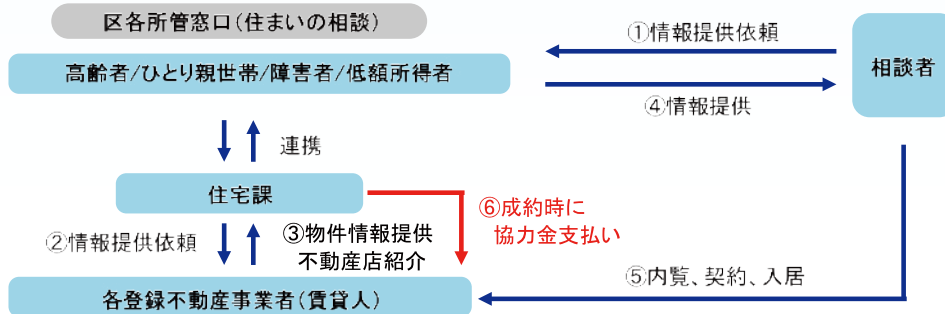
（事務局）品川区都市環境部住宅課
03-5742-6777

■不動産店との協力事業など

【住宅確保要配慮者入居促進事業】

ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者、ひとり親世帯、障害者、低額所得者を対象に、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅あっせんを行います。この仕組みを利用し入居に至れば、賃貸住宅オーナーと不動産事業者に対して協力金として6万円ずつお支払いいたします。※不動産業者の方は、事前に登録が必要となります(要件あり)。

〈住宅確保要配慮者入居促進事業の流れ〉



■入居促進事業相談対応状況

■ 相談場所 品川区役所各担当窓口

■ 対象者 高齢者、ひとり親世帯、障害者、低額所得者で、区内に引き続き2年以上居住していること等

■ 対応状況 平日午前8時30分から午後5時まで

■要配慮者に直接関わる取組

■居住支援セミナー等の開催

住宅セーフティネット制度の概要や先進的な事例を学べるセミナーを不動産事業者及び不動産事業者向けに実施する。

大田区居住支援協議会（令和元年9月設立）

（事務局）大田区まちづくり推進部建築調整課
03-5744-1416

■相談対応状況

■ 相談場所 住宅相談窓口
(大田区役所7階 建築調整課住宅担当内)

■ 対象者 区内に1年以上居住する以下のいずれかに該当する世帯
高齢者、障がい者、ひとり親、外国籍住民、生活保護受給者

■ 対応状況 平日午前8時30分から午後5時まで
(土日・祝日・年末年始を除く。)

■ 連絡先 住宅相談窓口 電話03-5744-1343

■ その他注意事項 物件紹介は行っていない。

■不動産店等との協力事業など

不動産団体と協定締結し、協力不動産店リストの作成及び提供

■要配慮者に直接関わる取組

■住宅確保支援事業

条件を満たす者に対して、以下のサービスの加入費及び利用料の一部を助成

- ①保証会社加入費
- ②緊急連絡先代行サービス利用（保証会社利用時に記載できる緊急連絡先がない場合に、認定NPO法人を紹介）
- ③緊急通報サービス利用
- ④入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）の整理、居室内修繕、清掃（原状回復）、空き家になったことによる逸失家賃の損害を補償内容に含むもの）

協力不動産店ステッカー



■立退き等に伴う転居費用の助成

条件を満たす者に対して、転居先の区内民間賃貸住宅の契約に要する仲介手数料、礼金、権利金の一部を助成

■居住支援セミナー等の開催

住宅確保要配慮者への理解促進や居住支援協議会の取組等を周知するため、関係者や賃貸住宅オーナー・不動産事業者等を対象に開催

世田谷区居住支援協議会（平成29年3月設立）

（事務局）世田谷区都市整備政策部居住支援課
03-5432-2505

■ 相談対応状況※世田谷区として対応

■ 相談場所	世田谷区役所 都市整備政策部居住支援課	■ 対象者	高齢者、障害者、ひとり親世帯等
■ 対応状況	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ
■ その他注意事項	下記「お部屋探しサポート」、「保証会社紹介制度」のご利用については、 住まいサポートセンターへ 電話03-6379-1420		

■ 不動産店等との協力事業など※世田谷区として実施

- お部屋探しサポート
世田谷区内在住の高齢者、障害者、ひとり親世帯等に、世田谷区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。
(予約優先。毎週木、第1～4火・金曜日)
- 保証会社紹介制度
世田谷区内在住2年以上の高齢者、障害者、ひとり親世帯に世田谷区と協定を締結した保証会社をご案内し、民間賃貸住宅への入居を支援します。
初回利用に限り保証料相当額の半額(2万円が限度)を区が助成します(生活保護受給世帯は除く。)
- 協力不動産店一覧の公開
お部屋探しにお困りの方が身近な不動産店で相談できるよう、世田谷区ホームページにて不動産団体の協力店一覧を公開しています。

■ 要配慮者に直接関わる取組※世田谷区として実施

- 住まい見守り・補償サービス初回登録料補助制度
- ひとり親世帯家賃低廉化補助事業対象住宅の入居者募集
- ひとり親家賃助成付定期借家住宅の入居登録者募集

中野区居住支援協議会（令和3年3月設立）

（事務局）中野区都市基盤部住宅課
03-3228-5581

■ 相談対応状況

■ 相談場所	行政及び構成団体各窓口	■ 対象者	住宅確保要配慮者
■ 対応状況	窓口開庁時間中随時 店舗営業時間中随時	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ
■ その他注意事項	行政及び構成団体各窓口で相談対応しているが、問合せがある場合は 居住支援協議会事務局まで		

■ 不動産店等との協力事業など

- ・ 住み替え住宅の情報提供
- ・ 協議会ホームページ内の「支援マップ」へ店舗情報掲載

■ 要配慮者に直接関わる取組

- ・ あんしんすまいパック利用助成 ※区の事業
- ・ 家賃債務保証サービス利用等助成 ※区の事業
- ・ あんしん居住サービス利用助成 ※区の事業
- ・ 協議会ホームページ作成
- ・ 合同相談会
- ・ 協議会ステッカー貼付

(協議会構成団体及び協力不動産店の各窓口に貼付)



杉並区居住支援協議会（平成28年11月設立）

（事務局）杉並区都市整備部住宅課
03-5307-0661

■ 相談対応状況

■ 相談場所	杉並区都市整備部住宅課窓口 （杉並区役所西棟5階1番窓口）	■ 対象者	杉並区内在住の高齢者世帯、ひとり親家庭、 障害者世帯、子育て世帯、災害被害者、 犯罪被害者、DV被害者
■ 対応状況	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで		
■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ		

■ 不動産店等との協力事業など

○高齢者等アパートあっせん事業

取り壊し、立ち退きの要求、その他の理由で、新たにアパート等をお探しの方に、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。

■ 要配慮者に直接関わる取組

○仲介手数料・家賃等債務保証料の一部助成（上限金額、支給要件あり）

○高齢者等入居支援事業

親族等がない高齢者（単身者）や障害者（単身者）が事前に預託金を杉並区社会福祉協議会に支払うことにより、葬儀の実施や残存家財等撤去を実施します。他に、高齢者（単身者）の見守りサービス（無料）があります。

豊島区居住支援協議会（平成24年7月設立）

（事務局）NPO法人としまNPO推進協議会、(株)住宅・都市問題研究所、豊島区
03-3981-2655(豊島区都市整備部住宅課)

■ 相談対応状況 ※豊島区として対応

■ 相談場所	豊島区役所4階 保健福祉部福祉総務課 住宅相談グループ	■ 対象者	豊島区民
■ 対応状況	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分	■ 連絡先	03-3981-2683

■ 不動産店等との協力事業など ※豊島区として締結

●高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業に関する協定

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部
- ・一般社団法人 全国保証機構

●居住支援に係る包括連携に関する協定

- ・ホームネット株式会社
- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部

■ 要配慮者に直接関わる取組

●居住支援団体登録制度の実施（平成28年10月～）

居住支援事業に取り組んでいる団体と広く連携するための団体登録制度。としま居住支援バンクの登録物件への入居あっせん等の活動に対して経費を助成する。住宅確保要配慮者に対する住まいさがしの支援、入居の支援、生活の支援、各種相談、その他住まいの確保に係る支援を、豊島区居住支援協議会と協働して行う。

・登録団体

- ① NPO法人 コレクティブハウジング社
- ② NPO法人 コミュニティランドスケープ
- ③ NPO法人 クローバー
- ④ NPO法人 豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク
- ⑤ NPO法人 リトルワンズ
- ⑥ NPO法人 街ごとリノベ開発機構
- ⑦ 一般社団法人 コミュニティネットワーク協会
- ⑧ 一般社団法人 包括あんしん協会
- ⑨ 企業組合労協センター事業団（ワーカーズコープ）

●としま居住支援バンクの設立（平成26年2月～）

住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進や区内の空き家・空き室活用の促進を図るため、住宅確保要配慮者向けの空き家、空き室を登録し、マッチングを実施

●普及啓発事業の推進

としま居住支援バンク登録促進のため、ホームページやリーフレット等による情報発信や、不動産店へのヒアリングを実施



としま居住支援バンク物件情報 MAP

北区居住支援協議会（平成31年3月設立）

（事務局）北区まちづくり部住宅課
03-3908-9201

■ 相談対応状況 ※北区として対応

■ 相談場所	北区役所各担当窓口	■ 対象者	住宅確保要配慮者
■ 対応状況	窓口開庁時間内随時	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ

■ 要配慮者に直接関わる取組

住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成

住宅確保要配慮者の入居に際し、オーナーが補償サービス付き見守り電球を設置した場合、初回登録料の一部を助成します。

- ・ 1住戸1か所に限り16,500円（上限）

■ 不動産店等との協力事業など

◆ 居住支援に係る包括連携に関する協定

- ・ （公社）東京都宅地建物取引業協会北区支部、（公社）全日本不動産協会東京都本部城北支部、ホームネット株式会社

板橋区居住支援協議会（平成25年7月設立）

（事務局）板橋区都市整備部住宅政策課
03-3579-2186

■ 相談対応状況

■ 相談場所	板橋区都市整備部住宅政策課 （板橋区役所北館5階14番窓口）	■ 対象者	民間賃貸住宅への入居を希望する 高齢者等の住宅確保要配慮者
		■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ
■ 対応状況	住まいの相談窓口「板橋りんりん住まいのネット」を設置 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時まで		

■ 不動産店等との協力事業など

◆ 高齢者等世帯住宅情報ネットワーク

（公社）東京都宅地建物取引業協会板橋区支部及び（公社）全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力により、民間賃貸住宅の情報を提供

■ 要配慮者に直接関わる取組

◆ 家賃等債務保証支援事業

保証人が見つからない高齢者等に、板橋区と協定を結んだ民間保証会社と家賃などの債務保証委託契約を結ぶことで、入居を円滑に進められる。

練馬区居住支援協議会（平成31年4月設立）

（事務局）練馬区都市整備部住宅課
03-5984-1289

■ 相談対応状況 ※練馬区として実施

■ 相談場所 練馬区都市整備部住宅課
練馬総合福祉事務所
光が丘総合福祉事務所
石神井総合福祉事務所
大泉総合福祉事務所

■ 対象者 区内在住の高齢者、障害者、ひとり親家庭
※区内在住の親族近隣への転入を希望する場合は区外在住でも可

■ 連絡先 03-5984-1289（住宅課管理係直通）

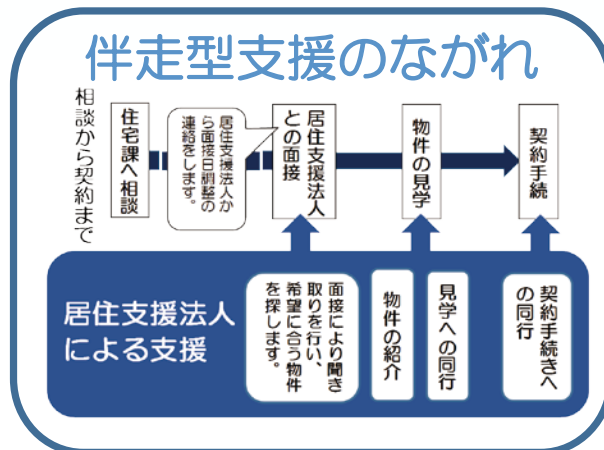
■ 対応状況 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝を除く）予約不要

■ 不動産店等との協力事業など ※練馬区として締結

- 練馬区住まい確保支援事業に関する協定
 - ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会練馬区支部
 - ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部練馬支部

■ 要配慮者に直接関わる取組 ※練馬区として実施

- 練馬区住まい確保支援事業（情報提供事業）
希望条件に基づき民間賃貸住宅の空き室情報を協定団体に照会し、該当物件の紹介を行う。
- 練馬区住まい確保支援事業（伴走型支援事業）
高齢かつ立ち退きを迫られている世帯や障害者のいる世帯等を対象に、物件調査、内見や契約手続への同行、入居後の生活相談を区が委託した居住支援法人が実施する。
- セーフティネット専用住宅への改修費補助事業
- セーフティネット専用住宅への家賃低廉化補助事業



住まい探しでお困りの方へ
（練馬区ホームページ）



©2011 練馬区ねり丸

足立区居住支援協議会（令和2年12月設立）

（事務局）足立区建築室住宅課
03-3880-5963

■ 相談対応状況

■ 相談場所 足立区役所 住宅課

■ 対象者 足立区内で転居を希望する住宅確保要配慮者

■ 対応状況 毎月第2、4月曜日
（休日の場合は翌営業日）

■ 連絡先 03-3880-5963（直通）

■ その他注意事項 原則要予約

■ 不動産店等との協力事業など

- （公社）東京都宅地建物取引業協会足立区支部
- （公社）全日本不動産協会東京都本部城東第一支部
- 足立区お部屋さがしサポート事業

■ 要配慮者に直接関わる取組

上記事業を利用され、かつ対象となる方に入居時の一部費用助成あり

葛飾区居住支援協議会（令和元年6月設立）

（事務局）葛飾区都市整備部住環境整備課
03-5654-8353

■ 相談場所	住環境整備課住宅運営指導係 （葛飾区役所新館3階307番窓口）	■ 対象者	葛飾区内の民間賃貸住宅へ転居を 希望される住宅確保要配慮者
■ 対応状況	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ

■ 不動産店等との協力事業など

民間賃貸住宅への住み替えを検討している方のご相談をお受けしています。葛飾区から協力不動産店へ物件情報の照会をいたしまして、ご紹介できる物件があればご相談者様へ電話連絡をいたします。

■ 要配慮者に直接関わる取組

【家賃債務保証料の助成】

葛飾区内在住1年以上の高齢者・障害者・ひとり親世帯を対象に、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、支払った初回分の保証料（上限3万円）を助成します。

【あんしん民間賃貸住宅補償料の助成】

葛飾区内在住の高齢単身者を対象に、区内の民間賃貸住宅に転居する際にホームネット株式会社が提供する、週2回の電話による安否確認及び死亡時の補償サービスを利用される際の初回登録料と月額利用料を助成します。

江戸川区居住支援協議会（平成30年7月設立）

（事務局）江戸川区福祉部福祉推進課
03-5662-0517

■ 相談対応状況

■ 相談場所	福祉推進課住宅係 窓口	■ 対象者	住まいに関してお困りの方
■ 対応状況	随時／住み替え相談会不定期開催	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ

■ 不動産店等との協力事業など

（公社）宅地建物取引業協会江戸川区支部で実施している「熟年者に親切なお店協議会」に加盟している不動産店を紹介



■ 要配慮者に直接関わる取組

○住み替え相談

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への住み替えを支援する相談会を実施。
住宅に関する相談から生活相談も適宜行い、江戸川区のサービスについても案内を行う
（予約制・不動産団体より相談員を派遣）

○民間賃貸住宅家賃等助成

取り壊し等のために新しく民間賃貸住宅に転居した高齢者、障害者、ひとり親世帯の方に対して、転居前と転居後の家賃の差額（上限2万円）、敷金などの転居一時金、契約更新料を助成

八王子市居住支援協議会（平成28年2月設立）

（事務局）八王子市まちなみ整備部住宅政策課
042-620-7260

■ 相談対応状況

■ 相談場所	八王子市まちなみ整備部住宅政策課	■ 対象者	住まい探しにお困りの方
■ 対応状況	月曜日～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ

■ 相談場所	八王子駅南口総合事務所 （住宅相談会）	■ 対象者	住まい探しにお困りの方
■ 対応状況	年6回	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ
■ その他注意事項	住宅部局・福祉部局・不動産店が相談に応じる。（事前予約制）		

■ 不動産店等との協力事業など

居住支援協力店の登録・公開（平成29年4月～）

住宅確保要配慮者の入居の相談に対応する不動産店を「居住支援協力店」として登録し、ホームページで公開



居住支援協力店
ステッカー

立川市居住支援協議会（令和3年9月設立）

（事務局）立川市 市民生活部 住宅課
042-528-4384

■ 相談対応状況

■ 相談場所	立川市役所3階打合せコーナーほか	■ 対象者	住宅確保要配慮者、家主
■ 対応状況	毎週木曜日（祝日、年末年始を除く） の午後 3コマ①13:30～14:15/ ②14:45～15:30/③16:00～16:45	■ 連絡先	居住相談窓口 「みんなの住まいサポートたちかわ」 電話042-520-8006
■ その他注意事項	事前予約制（前日までに電話・FAX）、1日3組まで（申込順）		

■ 不動産店等との協力事業など

居住相談窓口と連携し、住宅確保要配慮者の入居相談に対応する立川市内の不動産店を「不動産協力店」として登録し、立川市ホームページで公開



■ 要配慮者に直接関わる取組

居住支援セミナーの開催

住宅セーフティネット制度の周知、普及・啓発を目的とした、主に立川市内の不動産関係団体向けの

居住支援セミナーを開催

パンフレット・チラシの配布

居住支援協議会、居住相談窓口、不動産協力店、居住支援法人の活動内容等を周知するためのパンフレット・チラシを作成、配布

府中市居住支援協議会（令和2年7月設立）

（事務局）府中市都市整備部住宅課
042-335-4458

■ 相談対応状況

- | | | | |
|-----------|---|-------|------------------------------------|
| ■ 相談場所 | 府中駅北第2庁舎5階 住宅課窓口 | ■ 対象者 | 高齢者、障害者、子育て家庭など、様々な事情によりお住まいにお困りの方 |
| ■ 対応状況 | 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで 事前予約制 | ■ 連絡先 | 居住支援協議会連絡先と同じ |
| ■ その他注意事項 | 令和4年2月時点の情報となりますので、最新情報はホームページをご覧ください。 | | |

■ 不動産店等との協力事業など

住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産店を「府中市居住支援協議会不動産事業者協力店」として登録し、ホームページで公開



調布市居住支援協議会＜愛称：すまいサポート調布＞（平成27年12月設立）

（事務局）調布市都市整備部住宅課
042-481-7141

■ 相談対応状況

- | | | | |
|-----------|--|-------|--|
| ■ 相談場所 | 調布市役所2階 市民ロビー相談室 | ■ 対象者 | 高齢者、障害者、子育て家庭など、様々な事情によりお住まいにお困りの方 |
| ■ 対応状況 | 毎週木曜日 午後1時30分から
4時30分まで(令和3年度現在) | ■ 連絡先 | 特定非営利活動法人 日本地主家主協会
電話 03-3320-6281（令和3年度現在） |
| ■ その他注意事項 | 相談窓口の事業名称は「調布市住まいぬくもり相談室」（業務は上記連絡先へ委託） | | |

■ 不動産店等との協力事業など

「調布市住まいぬくもり相談室」の中で、協力不動産店に物件を紹介いただいている。

■ 要配慮者に直接関わる取組

- 民間賃貸住宅仲介支援事業（平成29年4月～）
市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、協力不動産等事業者の仲介を利用した場合にその費用を助成（上限額6万4千円）
- 民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業（平成29年4月～）
市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、保証人となる方がいないことにより転居先の住宅の確保が困難となっている方に対し、民間保証会社を利用する際の費用を助成（上限額3万2千円）

町田市居住支援協議会（令和元年5月設立）

（事務局）町田市都市づくり部住宅課
042-724-4269

■ 相談対応状況

■ 相談場所	住まいの電話相談窓口 （社会福祉法人悠々会）	■ 対象者	住宅確保要配慮者 町田市に居住又は居住予定の方
■ 対応状況	平日午前8時30分から午後5時まで （祝日、年末年始を除く）	■ 連絡先	050-5526-1681

日野市居住支援協議会（平成29年3月設立）

（事務局）日野市まちづくり部都市計画課
042-514-8371

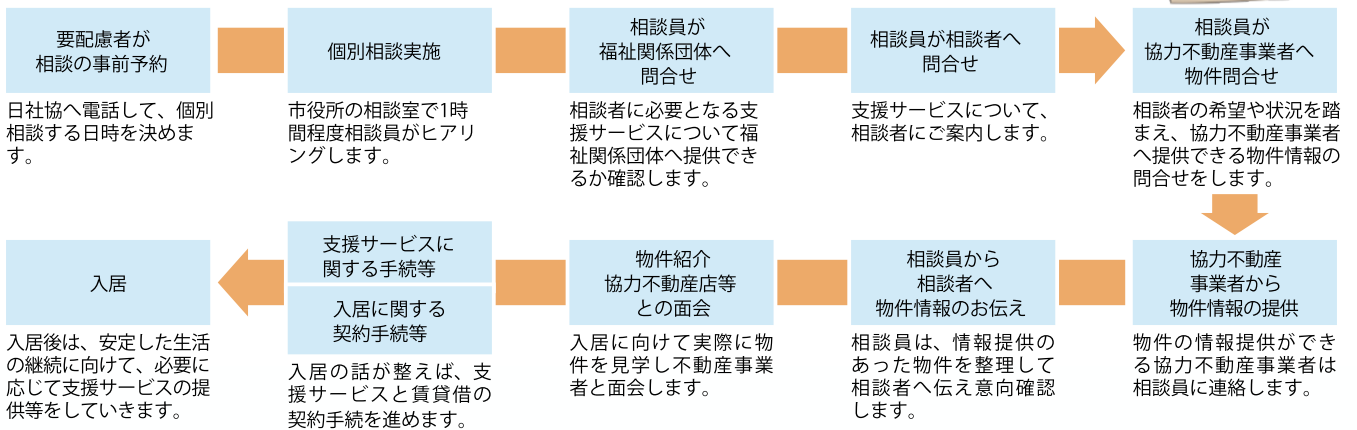
※あんしん住まいる日野事業（平成30年6月～）として実施

■ 相談対応状況・不動産店等との協力事業など

■ 相談場所	日野市役所会議室	■ 対象者	高齢者、障害者、低額所得者、 ひとり親家庭などの住宅確保要配慮者
■ 対応状況	毎週木曜日 午後 4組	■ 連絡先	050-3537-5765
■ その他注意事項	予約制。日野市社会福祉協議会（日社協）へ委託。		

《相談業務の流れ》

この相談業務を通じて、要配慮者の方が入居に至るまでの対応の流れの一例です。



狛江市居住支援協議会（令和元年5月設立）

（事務局）狛江市都市建設部まちづくり推進課
03-3430-1359

■ 相談対応状況

■ 相談場所	狛江市福祉保健部福祉政策課	■ 対象者	高齢者、障がい者、子育て家庭など
■ 対応状況	原則毎月第1火曜日（2枠）予約制	■ 連絡先	狛江市福祉保健部福祉政策課 03-3430-1240

多摩市居住支援協議会（平成29年5月設立）

（事務局）多摩市都市整備部都市計画課
042-338-6817

■ 相談対応状況

■ 相談場所	居住支援相談窓口（駅近隣施設内）	■ 対象者	市内在住の住宅確保要配慮者
■ 対応状況	週6日（日曜日以外）	■ 連絡先	042-401-8640
■ その他注意事項	要事前予約		

■ 不動産店等との協力事業など

お部屋探しサポート協力店制度（居住支援相談窓口と連携して住宅確保要配慮者の住まい探しに協力してくれる不動産事業者を協力店として登録。協力店は相談窓口からの部屋探しの依頼に協力）

西東京市居住支援協議会（令和2年7月設立）

（事務局）西東京市まちづくり部住宅課
042-438-4052

■ 相談対応状況

■ 相談場所	西東京市役所 住宅課窓口	■ 対象者	西東京市内にお住まいで、住宅探しでお困りの方 （高齢者・障害者・低額所得者等）
■ 対応状況	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時まで	■ 連絡先	居住支援協議会連絡先と同じ
■ その他注意事項	転居先は、まずは市内の物件とする。 ※ご希望の物件が見つからない場合や事情がある方については、市外の物件も対象とする。		

■ 不動産店等との協力事業など

○ 民間賃貸住宅への入居・居住継続支援事業

住宅探しでお困りの住宅確保要配慮者からの相談を受け、協定先の不動産関係団体又は委託先の居住支援団体へ依頼し、民間賃貸住宅（アパート等）の情報提供及び内見同行、契約手続等のサポートを行う。
また、その際に保証人が見つからない方に対しては、保証委託契約をあっせんする。

※保証会社のみをお探しの方については、情報提供を行う。

■ 要配慮者に直接関わる取組

○ 保証委託料・初期費用・少額短期保険料の助成制度

要件を満たす方に対し、上記の費用の一部を助成する。

○ 住宅確保要配慮者居住支援事業

委託先の居住支援団体が必要に応じて要配慮者の自宅等を訪問し、居住支援を行う。休日及び夜間の緊急の対応が生じた場合も同様に居住支援を行う。

○ 普及啓発事業

啓発用リーフレットの配布
居住支援セミナーを実施予定

○ サービス付き高齢者向け住宅の情報提供

住宅確保要配慮者のニーズに応じて情報提供を行う。

居住支援に活用できる様々な制度

☆ 賃貸住宅へ入居する際の連帯保証人をお探しの方への支援策

● 家賃債務保証制度 <(一財) 高齢者住宅財団>



高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際に、財団が入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援する制度です。

対象住宅

財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅

対象世帯

- ◎ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯
- ◎ 住宅セーフティネット法に基づく登録住宅入居者世帯

保証の対象、保証限度額

保証の対象	保証限度額
(1) 滞納家賃 (共益費・管理費を含む)	月額家賃の12か月分に相当する額
(2) 原状回復費用及び訴訟費用	月額家賃の9か月分に相当する額

保証料

2年間の保証の場合、月額家賃の35%

☆ 今後の生活に不安を感じている高齢者の方への支援策

● あんしん居住制度 <(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター>



以下のサービスにより、住み慣れた住宅・住み続けたい地域でのあんしん生活を支える制度です。

(1) 見守りサービス	住宅に設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により24時間安否を見守ります。
(2) 葬儀の実施	亡くなった場合に、死亡診断書の提出、火葬 (埋葬) 許可書の受理及び火葬を行います。
(3) 残存家財の片付け	亡くなった後に、住宅内に残された家財 (貴重品以外) の片付けを行います。

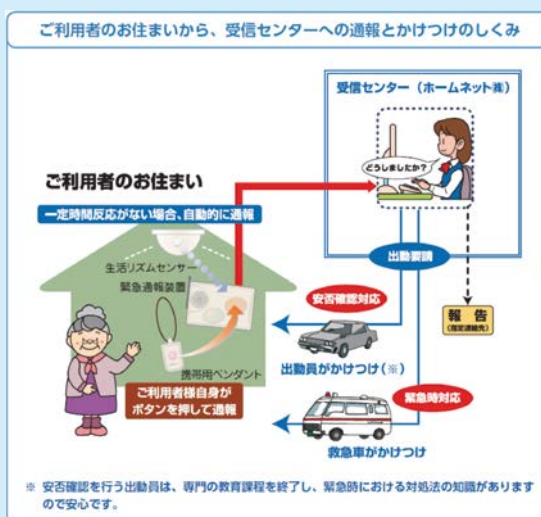
⇒高齢者等とその家族、大家さんなどの不安を解消します。

- ※ これらのサービスは、単独でも、それぞれのサービスを組み合わせても利用できます。
- ※ 料金については、預かり金タイプ (一括払い) のほかに月払いタイプがあります (要件あり)。

見守りサービス

利用者の住まいから、受信センターへの通報と駆け付けの仕組み

- ※ 安否確認を行う出動員は、専門の教育課程を修了し、緊急時における対処法の知識がありますので安心です。



☆経済的自立と生活の安定を図りたい方への支援策

●生活福祉資金の貸付<(社福) 東京都社会福祉協議会>



低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して、福祉資金等の貸付と必要な相談支援を行っています。

また、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う「総合支援資金」があります。「総合支援資金」では、必要に応じ、住宅入居費（敷金、礼金等）なども貸付の対象となります。

このほか、高齢者世帯や生活保護受給者世帯を対象に不動産担保型生活資金の貸付も行っています。

※ 資金の貸付相談、申込みは区市町村社会福祉協議会で行っています。

☆空き家を活用した居住支援を検討している区市町村の方への支援策

●空き家利活用等区市町村支援事業(平成27年度～)<都(住宅政策本部)>



詳細や最新の情報は東京都
空き家情報サイトをご覧ください



空き家の解決に役立つ情報をまとめた
空き家ガイドブックもご利用ください



☆高齢者等に対する入居支援、生活支援等を検討している区市町村への支援策

●生活支援付すまい確保事業<都(福祉保健局)>



事業概要

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。

[実施主体] 区市町村（社会福祉法人、民間団体等に委託又は助成して実施することができる。）

[都補助額] 区市町村当たり800万円

[事業期間] 平成27年度～（令和元年度以降は地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）

＜事業内容＞

- 空き家・空き室などを活用した低廉な住宅の情報提供及び入居支援
- 入居者への安否確認などの生活支援の継続実施
- 対象者：一定の支援があれば自立生活が可能な高齢者（60歳以上）など
- 住宅：昭和56年6月以降に着工した建築物で、消防法等に適合し、床面積が原則16㎡以上
住宅セーフティネット制度における登録住宅に該当しない住宅
- 住宅改修及び設備改修：空き家・空き室の状況に応じて一戸当たり100万円まで

☆民間賃貸住宅への入居支援等を行っている居住支援法人への支援策

● 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)

<国 (国土交通省)> 詳細や最新の情報は国土交通省ホームページをご覧ください



☆居住支援協議会に対する支援策




● 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業
(居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)

<国 (国土交通省)> 詳細や最新の情報は国土交通省ホームページをご覧ください



国の補助の対象にならない場合は……
(上記「必須活動」を行わない場合等)

● 区市町村居住支援協議会活動支援補助金

<都 (住宅政策本部)> ※令和3年12月時点   

「居住支援協議会」の活動に対する都の補助

【対象の事業】

- 区市町村居住支援協議会の設立年度を含む3年間に行われるもの
(国庫補助金の対象となるものを除く。)
- ※ただし、令和3年度末までに設立した協議会に限る。

【補助金の範囲】

- 区市町村居住支援協議会が行うセミナー・研修会の開催、パンフレットの作成、住宅確保要配慮者の需要調査、その他広報・普及啓発に資する活動に対する区市町村の補助(交付金の対象となるものを除く。)
- 区市町村居住支援協議会が行う上記の活動(区市町村による補助を区市町村居住支援協議会が受ける場合、交付金の対象となるものを除く。)

【補助金額】

- 補助対象事業に要する費用の額の2分の1又は100万円のいずれか低い額(ただし、人件費は除く。)

● 関連法令の紹介：障害者差別解消法及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

法令の概要

「障害者差別解消法」は、障害のある人もない人も相互に尊重し合い、共に生きる社会を目指し、行政機関及び民間事業者に対し「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。不動産業関係の事業者は、国土交通省が作成した「対応指針（ガイドライン）」に基づいて、適切に対応することが求められます。

また、都は、社会全体で障害者への理解を深め、差別を無くす取組を一層推進するため、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定しました。

都条例のポイント

(1) 合理的配慮の提供の義務化

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務としています。

	障害者差別解消法		都条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

(2) 紛争解決の仕組みの整備

新たに調整委員会を設け、相談支援を行っても解決が見込めない事案について、あっせんを行います。また、あっせんによっても解決しない場合、勧告・公表を行うことができます。

(3) 広域支援相談員の設置

東京都に広域支援相談員を設置し、障害者差別に関する相談を、障害者や民間事業者などから受け付けます。

具体例（不動産業関係） ※これに限られるものではありません。

【不当な差別的取扱い】

- ・ 物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
- ・ 物件広告に「障害者お断り」として入居者募集を行う。

【合理的配慮の提供】

- ・ 障害者の求めに応じ、バリアフリー物件等、障害者が不便と感じる部分に対応している物件があるかを確認する。
- ・ 障害者が物件を探す際、最寄り駅から物件までの道のりを一緒に歩いて確認する。

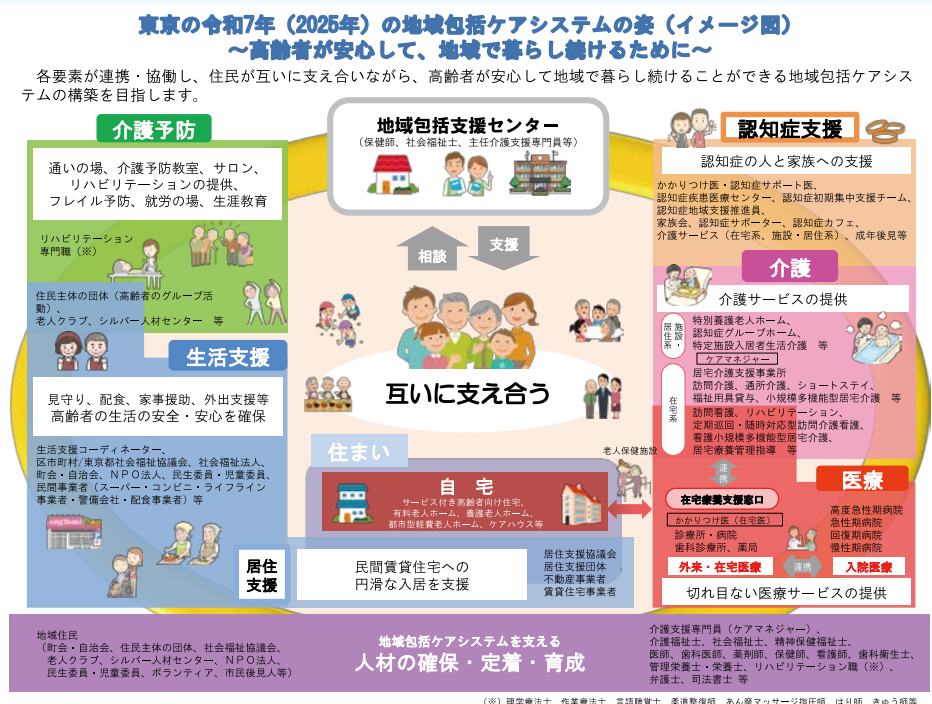
(資料)「障害者差別解消法に基づく対応指針」(国土交通省)



● 関連制度の紹介：地域包括ケアシステム

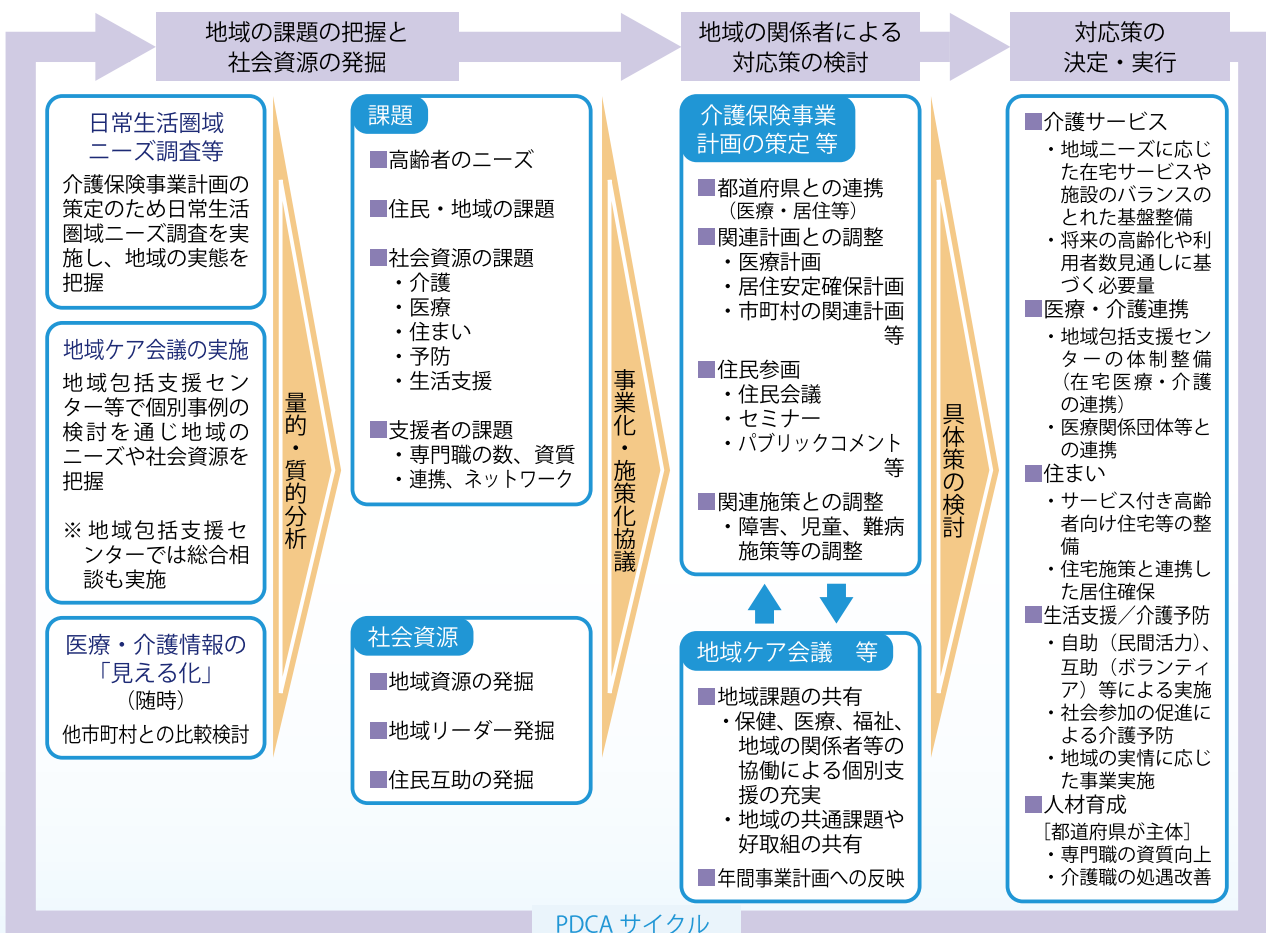


■ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。



（資料）「東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」より作成

市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）



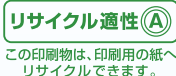
（資料）「地域包括ケアシステム（厚生労働省）」より作成

編集・発行 東京都居住支援協議会事務局
 (東京都住宅政策本部住宅企画部企画経理課)
 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 都庁第二本庁舎13階

電話 03-5320-4932

印刷 株式会社 シンソークリエイト

[第1版：令和4年2月発行] 登録(3)31





関連制度などの連絡先



制度名	概要	連絡先	
家賃債務保証制度	高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際に、財団が入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援する制度	(一財) 高齢者住宅財団	0120-602-708
あんしん居住制度	「見守りサービス」「葬儀の実施」「残存家財の片付け」により住み慣れた住宅・住み続けたい地域でのあんしん生活を支える制度	(公財) 東京都 防災・建築 まちづくりセンター	03-5989-1784
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対して、福祉資金等の貸付と必要な相談支援を行う制度。また、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う「総合支援資金」がある。「総合支援資金」では、必要に応じ、住宅入居費(敷金、礼金等)なども貸付の対象となる。 ※貸付利用についての相談・申込みは区市町村社会福祉協議会まで	(社福) 東京都 社会福祉協議会	区市町村社会福祉協議会へご連絡をお願いします。
空き家活用等区市町村支援事業	空き家の利活用を計画的に行うための実態調査や空き家対策計画の策定に係る費用の助成、地域活性化施設への改修などに係る費用の助成等により、区市町村が行う空き家の利活用を支援する事業	東京都 住宅政策本部	03-5320-5056
生活支援付すまい確保事業	住宅に困窮し、日常生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、すまいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援する事業	東京都 福祉保健局	03-5320-4045
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業 (居住支援法人・居住支援協議会向け)	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業で、「居住支援法人」、「居住支援協議会」の活動に対し国が補助する事業	国土交通省	03-5253-8111
区市町村居住支援協議会活動支援補助金	区市町村居住支援協議会の設立年度を含む3年間に行われる「居住支援協議会」の活動に対して都が補助する事業(国庫補助金の対象となるものを除く。) ※ただし、令和3年度末までに設立した協議会に限る。	東京都 住宅政策本部	03-5320-4932
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度	高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度		03-5388-3320
TOKYOチャレンジネット (住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業)	住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、生活支援、居住支援、就労支援、資金貸付を行う事業	東京都 福祉保健局	03-5320-4072
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業	自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の高齢者を対象に、空き家等を活用した住まいの支援や見守りなどの生活支援を行う事業や、これらの取組を広域的に行うための仕組み作りを支援するための事業	厚生労働省	各区市町村の福祉担当部署へご連絡をお願いします。
生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金)	区市(町村部については東京都)が実施主体となり、住宅を喪失又は喪失するおそれのある離職者又は休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況の方に対し賃貸住宅の家賃を有期で給付する制度		
生活保護制度(住宅扶助)	生活保護受給世帯に、賃貸住宅の家賃等の費用(実額・上限あり)を支給する制度		

※本パンフレットに掲載されている内容は、令和3年12月現在のものですので、最新の情報については、それぞれの制度等のHPなどをご確認ください